

目 次

◎会議録第1号（9月18日）議案説明

開 会	5
日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告	5
開 議	7
日程第2 会議録署名議員の指名	8
日程第3 会期の決定	8
日程第4 報告第 7号 平成30年度決算に係る財政指標の報告 について	8
日程第5 議案第38号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例	10
日程第6 議案第39号 企業職員の給与の種類及び基準に関する 条例等の一部を改正する条例	11
日程第7 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例	13
日程第8 議案第41号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正 する条例	14
日程第9 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 を改正する条例	15
日程第10 議案第43号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例	17
日程第11 議案第44号 松前中学校解体工事（一期工事）請負契 約の締結について	18
日程第12 議案第45号 汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契 約の締結について	19
日程第13 議案第46号 松前公園体育館省エネ改修工事請負契約 の締結について	21
日程第14 議案第47号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工 事に係る変更施行協定の締結について	22
日程第15 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について	24
日程第16 議案第49号 松前町道路線の認定について	24
日程第17 議案第50号 平成30年度松前町歳入歳出決算認定に ついて	26
日程第18 議案第51号 平成30年度松前町水道事業会計決算認	

		定について……………	30
日程第19	議案第52号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第3号）……………	33
日程第20	議案第53号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第21	議案第54号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第22	議案第55号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）……………	33
日程第23	議案第56号	令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）……………	33
散 会……………			37

◎会議録第2号（9月25日）一般質問

開 議……………			42
日程第1	会議録署名議員の指名……………		42
日程第2	一般質問		
	5番 影岡 俊範議員……………		42
	10番 藤岡 緑議員……………		46
	4番 曾我部秀司議員……………		57
	3番 渡部 恵美議員……………		63
	2番 西村 元一議員……………		66
散 会……………			89

◎会議録第3号（10月8日）委員長報告

開 議……………			95
日程第1	会議録署名議員の指名……………		95
日程第2	議案第38号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例……………		95
日程第3	議案第39号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例……………		96
日程第4	議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例……………		97
日程第5	議案第41号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例……………		98
日程第6	議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部		

		を改正する条例……………	99
日程第7	議案第43号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例……………	100
日程第8	議案第44号	松前中学校解体工事（一期工事）請負契 約の締結について……………	101
日程第9	議案第45号	汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契 約の締結について……………	102
日程第10	議案第46号	松前公園体育館省エネ改修工事請負契約 の締結について……………	103
日程第11	議案第47号	予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工 事に係る変更施行協定の締結について……………	104
日程第12	議案第49号	松前町道路線の認定について……………	105
日程第13	議案第50号	平成30年度松前町歳入歳出決算認定に ついて……………	106
日程第14	議案第51号	平成30年度松前町水道事業会計決算認 定について……………	106
日程第15	議案第52号	令和元年度松前町一般会計補正予算（第 3号）……………	113
日程第16	議案第53号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計 補正予算（第2号）……………	113
日程第17	議案第54号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正 予算（第2号）……………	113
日程第18	議案第55号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会 計補正予算（第2号）……………	113
日程第19	議案第56号	令和元年度松前町水道事業会計補正予算 （第2号）……………	113
日程第20	議案第57号	岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主 体工事請負契約の締結について……………	119
日程第21	議員派遣の件……………		122
閉 議……………			122
町長挨拶……………			122
閉 会……………			124

9月18日（第1号）

令和元年松前町議会第3回定例会会議録

令和元年9月18日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

1 番 早 瀬 隆 士	2 番 西 村 元 一	3 番 渡 部 恵 美
4 番 曾我部 秀 司	5 番 影 岡 俊 範	6 番 田 中 周 作
7 番 住 田 英 次	8 番 稲 田 輝 宏	9 番 加 藤 博 徳
10 番 藤 岡 緑	11 番 村 井 慶太郎	12 番 岡 井 馨一郎
13 番 三 好 勝 利	14 番 伊賀上 明 治	

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡 本 靖
副 町 長	升 田 年 紀
教 育 長	本 馬 毅
監 査 委 員	安 永 紀 雄
総 務 部 長	和 田 欣 也
保健福祉部長	大 政 哲 志
産業建設部長	松 岡 謙 三
教育委員会 事務局 長	仲 島 昌 二
総 務 課 長	大 川 康 久
財 政 課 長	合 田 光 隆
税 務 課 長	米 澤 浩 樹
福 祉 課 長	山 田 運

町民課長	重松修平
保険課長	小池良治
健康課長	早瀬晴美
まちづくり 課長	横山眞史
産業課長	平村展章
上下水道課長	仙波晴樹
会計課長	楠田匡志
学校教育課長	住田民章
社会教育課長	黒田泰弘

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	塩梅淳
議会事務局 書記	徳本敏子

令和元年松前町議会第3回定例会

議 事 日 程 表 No. 1

	令和元年9月18日(水)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
	開 議		
日程第2	会議録署名議員の指名		
日程第3	会期の決定		
日程第4	報告第 7号	平成30年度決算に係る財政指標の報告について	
上程	報告	質疑	
日程第5	議案第38号	松前町印鑑条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第6	議案第39号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第40号	松前町税条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第8	議案第41号	松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第9	議案第42号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第10	議案第43号	松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第11	議案第44号	松前中学校解体工事(一期工事)請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第45号	污水(準)筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第13	議案第46号	松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第14	議案第47号	予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結について	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)

日程第15	議案第48号	人権擁護委員候補者の推薦について
上程	提案理由説明	質疑 討論 採決
日程第16	議案第49号	松前町道路線の認定について
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(総務産業建設)
日程第17	議案第50号	平成30年度松前町歳入歳出決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第18	議案第51号	平成30年度松前町水道事業会計決算認定について
上程	提案理由説明	監査委員報告 質疑 委員会付託(予算決算)
日程第19	議案第52号	令和元年度松前町一般会計補正予算(第3号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第20	議案第53号	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第21	議案第54号	令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第22	議案第55号	令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)
日程第23	議案第56号	令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託(予算決算)

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和元年松前町議会第3回定例会を開会します。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

町内の田んぼが黄金色に色づき、実りの秋が近づいてまいりました。日ごとに涼しくなり秋風を感じられる季節となりましたが、日中は厳しい暑さの日が続いておりますので、熱中症には十分御注意いただきたいと思います。

ところで、先月15日に愛媛県に上陸いたしました台風10号は、記録的大雨になるとの予報もあり非常に心配をいたしました。本町においては大きな被害もなく安堵したところでございます。

本日、令和元年松前町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。本議会におきましては、令和元年度一般会計補正予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会は、私にとりましては任期締めくくりの議会となります。町長就任以来誇れるライフタウン松前町の実現を目指して、全身全霊を傾けて5つのまちづくりに取り組んでまいりました。

安心・安全なまちづくりでは、防災士の養成、消防団の装備・施設の充実、災害備蓄品の備蓄を行い、安心して子どもを生み育てられるまちづくりでは、中学校卒業までの子どもの医療費無償化を実現し、放課後児童クラブや保育所を整備しました。

にぎわいと活力のあるまちづくりでは、はだか麦プロジェクトをはじめ、はんぎり甲子園、ホッケーのまちづくり、イメージアップ戦略等、様々な新しいチャレンジを行いました。

みんなで支え合うまちづくりでは、地域包括ケアシステム構築に向けた取組を進め、近年全国的に問題になっている空き家の活用にも取り組んでまいりました。

そして、快適で文化的でおしゃれなまちづくりでは、まちづくり女性会議を開催し、まちづくりに積極的に女性の意見を取り入れたほか、町内の随所におしゃれなポイント、空間をつくり出し、若い世代に住んでみたいと思ってもらえるまちづくりを進めてまいりました。

また、就任後直ちに事務事業評価を導入し、職員のコスト意識を高め、より効率的な行政運営を行うとともに、より質の高い行政サービスの提供ができるよう組織内部の改革に

も取り組み、最少の経費で最大の効果を上げる自治体経営の実現に力を注いでまいりました。さらに、組織の内部に目を向け、職員の意識改革と企画提案能力の向上を図るため、職員の政策提案の制度であります明日のライフタウンプロジェクトを実施し、政策立案型行政への転換を推進してまいりました。あとわずかになりましたが、任期の締めくくりに向け、これまでの取組の総仕上げに取り組んでまいりたいと思います。

それでは、令和元年第3回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、防災対策について申し上げます。

今月の1日に南海トラフ沖地震を想定した松前町総合防災訓練を岡田中学校をメイン会場として実施し、避難所開設・運営訓練を行うとともに、各種体験ブースにおいて煙体験訓練などの体験訓練をしていただきました。特に今年は福祉避難所として本町と協定をしている民間の事業者様に御協力をいただき、一般避難所である岡田中学校から2か所の福祉避難所へ要配慮者を移送するという訓練を初めて行いました。

また、避難所開設・運営訓練については、あらかじめシナリオを用意してそれをなぞるのではなく、参加した皆さんが臨機応変に御自身で考えて行動していただくよう、ブラインド訓練をしていただきました。今後ともこのような訓練を重ねることにより、松前町全体の防災意識の高揚と災害時における行動力の向上に努めていかなければならないと思います。

次に、教育環境の充実について申し上げます。

町立小・中学校の全ての教室への空調設備設置工事が6月末に完了し、7月から使用を開始しました。これにより今年の夏はこれまでとは違い快適な環境の中で子どもたちが勉学に励むことができるようになり、子どもたちからは、外から教室に戻ったときがとても快適、暑さの中で集中力が途切れてしまうことがなくなったなど、たくさんの喜びの声が届いています。夏休みを終え、9月に入り徐々に涼しくなりましたが、日中はいまだに30度を超える猛暑となる日もあります。子どもたちの体調に十分配慮し、状況に応じてこの空調設備を利用していただき、子どもたちには安全かつ快適な学習環境のもと、勉学に集中していただきたいと思っています。

次に、まさき町夏祭りについて申し上げます。

8月3日に開催した夏祭りには、町内外から大勢の方々に御参加、御来場いただき、にぎわいのある祭りとなりました。塩屋海岸で行われた恒例のはんぎりH-1グランプリでは、今回で4回目となる高校対抗の部、はんぎり甲子園で松山近郊の高等学校を中心に13校25チームにより熱戦が繰り広げられ、今年東予から初めて出場していただいた初出場の今治北高校大三島分校が見事初優勝を果たしました。

また、一般の部では、男女とも連覇中の絶対王者が敗れ、新しいチャンピオンが誕生す

るなど非常に盛り上がりのある大会となりました。この熱い大会は先月末のテレビ番組で放送され、松前町の伝統行事、はんぎり競漕を広く発信することができました。

また、松前公園では、松前町恒例の夏の夜の風物詩、まさき音頭を開催しました。今年も19連984人と非常に多くの方に参加していただき、大いに会場を盛り上げていただきました。

また、昨年引き続き、松前町イメージソング「まさき色の風」を制作して下さったレーモンド松屋さんのコンサートも行いました。コンサートでは、伊予民踊研究会松前支部の皆さんが「まさき色の風」の踊りを披露し、会場一体となって盛り上がりました。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

昨年の東海地方以西の大学に対するキャンプ誘致活動が実を結び、神戸大学男子ホッケー一部が8月26日から29日までの4日間、本町のホッケー場でキャンプを実施いたしました。神戸大学は毎年他県で夏季キャンプを実施していましたが、今年の2月に男子ホッケー日本代表サムライジャパンが東京オリンピックに向けた強化合宿を本町で実施したことを知り、キャンプ地を本町に決定したとのことでした。これまでのホッケーのまちづくりの取組の成果が出始めたのではないかと考えています。なお、男子ホッケー日本代表サムライジャパンは、来年2月にも本町で東京オリンピックに向けた強化合宿を実施していただける予定になっています。

次に、花いっぱい事業について申し上げます。

先月8日に松前町イメージアップ戦略の一環の花いっぱい事業として、松前ひまわり保育所の子どもたちが、古泉駅南側の恋泉畑に元気いっぱいコスモスの種まきをしてくれました。自分たちでまいた種が成長し美しい花畑になっていく姿を楽しんでいただくとともに、子どもたちの中に我が町への愛着が育まれることを願っています。

この花畑は、町外から松前町を訪れる方を温かくお迎えするだけでなく、町内の皆様にも憩いの場として親しんでいただける場所になることを期待しています。もう間もなく見頃を迎える予定ですので、是非足を運んでいただいで御覧ください。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、報告案件1件、条例案件6件、決裁認定2件、予算案件5件、その他議決を求めるもの5件、同意を求めるもの1件、合わせて20件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

**○議長（加藤博徳）** 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

3番渡部恵美議員、4番曾我部秀司議員、以上、両議員を指名いたします。

~~~~~

## 日程第3 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る9月10日の議会運営委員会で協議の結果、本日から10月8日までの21日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から10月8日までの21日間と決定しました。

~~~~~

日程第4 報告第7号 平成30年度決算に係る財政指標の報告について（上程、報告、質疑）

○議長（加藤博徳） 日程第4、報告第7号平成30年度決算に係る財政指標の報告についてを議題とします。

提出者の報告を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 報告第7号について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成30年度健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見をつけて報告するものです。

内容につきましては、健全化判断比率については合田財政課長に、資金不足比率については仙波上下水道課長にそれぞれ説明させます。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） では、報告第7号について補足して説明いたします。

別冊の参考資料1ページをお開きください。

健全化判断比率は、財政の健全化や再生の必要性を判断するとともに、財政状況を統一的な指標で明らかにすることにより当該団体の財政状況を客観的にあらわす意義を持つもので、財政健全化を判断するための指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。各指標の状況を示す表に記載してい

まず早期健全化基準とは、財政が悪化している状況とみなされる基準であり、財政再生基準とは、財政が著しく悪化しており自主的に財政の健全化を図ることが困難な状況とみなされる基準となります。

初めに、1の実質赤字比率ですが、一般会計の赤字の度合いを指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。平成30年度一般会計における決算での実質収支が黒字であるため、実質赤字には該当しません。

次の2ページをお開きください。

2の連結実質赤字比率ですが、国民健康保険特別会計や公営企業会計を含む全ての会計を合算することにより地方公共団体の赤字の度合いを指標化し、財政運営の度合いを示す比率です。平成30年度の全会計における決算での実質収支が黒字であるため、連結実質赤字には該当しません。

次に、3の実質公債費比率ですが、全会計及び一部事務組合等を対象とする指標で、一般会計等が負担する地方債の元利償還金額の程度を示す比率です。平成30年度の実質公債費比率は9.0%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

次の3ページになります。

4の将来負担比率ですが、全会計及び一部事務組合等の地方債の償還に充てられる見込み額や職員の退職手当給付予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高に基づき指標化したもので、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率のことで、平成30年度の将来負担比率は79.1%で、早期健全化基準の350%を下回っています。

健全化判断比率についての補足説明は以上です。

なお、議案書になります5ページから7ページは、議案書の方になりますが、監査委員の審査意見書となりますので御確認をお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） それでは続きまして、公営企業の資金不足比率について御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

資金不足比率とは、資金の不足状況を指標化し経営状態の悪化の度合いを示すものであります。水道事業会計の資金不足比率は、平成30年度水道事業会計の決算で流動資産が流動負債を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

続きまして、公共下水道事業特別会計の資金不足比率は、平成30年度公共下水道事業特別会計の決算で歳入額が歳出額を上回っており資金不足がないため、資金不足比率は発生していません。

なお、8ページ及び9ページに監査委員の審査意見書がついておりますので御参照いた

だきますようお願い申し上げます。

以上で説明の方を終わります。

○議長（加藤博徳） 提出者の報告を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） なしと認めます。

報告第7号を終わります。

~~~~~

日程第5 議案第38号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第38号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令により住民基本台帳法施行令の一部が改正されるに伴い、旧氏を用いた印鑑について印鑑登録をすることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第38号について説明をいたします。

議案書の11ページをお開きください。

第5条第2項第1号では、印鑑登録できる印鑑を規定しており、住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、通称に旧氏を加えています。

同条第2号では、氏名や通称以外の事項をあらわしているものの登録を禁じており、これに旧氏を加えています。

次に、12ページをお開きください。

第6条第1項第3号の印鑑登録事項にある氏名に住民票に旧氏が記載されている場合は旧氏を登録することとしております。

続いて、13ページをお開きください。

第12条第1項では、印鑑登録証明書の記載事項を定めており、改正前の1号で規定していた氏名を第6条第1項第3号に規定する旧氏を記載することとし、第3号にあった男女

の別を削除することとしています。

このほか、表記の変更等の所要の改正を行っております。

なお、この条例は住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の公布の日にあわせるため、令和元年11月5日から施行することとしております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。  
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） なしと認めます。  
お諮りします。

議案第38号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第6 議案第39号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第39号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、次のとおり所管する条例に応じて各部長に説明させます。

第2条から第4条までについては和田総務部長、第1条及び第5条については松岡産業建設部長、第6条については大政保健福祉部長にそれぞれ説明をさせます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） 議案第39号について、補足して説明をいたします。

議案書は15ページから22ページですが、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の7ページをお願いします。

条例改正の概要のとおり、今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により地方公務員法等の一部が改正されたことに伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

この法律の趣旨は成年被後見人または被保佐人の人権尊重であり、地方公務員法の改正内容は、成年被後見人は職員になれない、また職員が採用後に成年被後見人になったときは失職するとされていた規定が削られました。これにあわせて、松前町の関係する条例の整備を行ったものです。

総務部所管に関する条例改正は第2条から第4条となりますが、第2条及び第3条は松前町職員の給与に関する条例及び単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正で、地方公務員法の改正により成年被後見人等を理由として失職することがなくなったため、当該箇所を削るものです。

第4条は、松前町職員の旅費に関する条例の一部改正になりますが、これは地方公務員法第16条の第1項の成年被後見人の規定が削除されたことに伴い、条例で引用していた箇所を整備するものです。

なお、この条例は、令和元年12月14日施行することとしています。

以上で議案第39号のうち、総務部所管箇所の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 続きまして、議案第39号のうち、産業建設部所管について御説明をいたします。

同じく参考資料の7ページをお願いします。

第1条の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正により成年被後見人等を理由として失職することがなくなったため、当該箇所を削るものです。

続きまして、第5条の松前町下水道条例の一部改正は、一律に成年被後見人等は責任技術者の登録を行わないこととしていたものを、個別に審査し、事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者については責任技術者の登録を行わないものと改正するものです。

以上で議案第39号のうち、産業建設部所管分の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 続きまして、議案第39号のうち、保健福祉部所管について御説明いたします。

参考資料の8ページになります。

第6条松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関

する法律の制定に伴い、児童福祉法第34の20第1項第1号にあった成年被後見人または被
保佐人が削除されたため、条例で引用していた箇所を整備するものです。

以上で議案第39号のうち、保健福祉部所管の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第39号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任
委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第7 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説  
明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題と  
します。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正され、新設される軽自動  
車税の環境性能割の賦課徴収を県が行うことになることに伴い、軽自動車税の非課税の範  
囲について県の取扱いに合わせる必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、和田総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願  
いいたします。

○議長（加藤博徳） 和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例につ  
いて補足して説明いたします。

議案書は23ページ、参考資料は9ページをお願いします。

参考資料で御説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律により地方税法の一部が改正され、新  
設される軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を県が行うこととなります。それに伴い、自  
動車税と軽自動車税の非課税の取扱いが異なれば申告者となる県民が混乱するおそれがある  
ため、条例で定める軽自動車税の非課税の範囲を県の自動車税の非課税の範囲と同一に

するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） なしと認めます。

お諮りします。

議案第40号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第8 議案第41号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第41号松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第41号について提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、保育料の無償化を実施するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例について補足して説明します。

この条例は、本年10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴い所要の改正を行うものです。

参考資料の11ページをお開きください。

松前町立幼稚園設置条例では、町立幼稚園に入園している児童の保育料、督促及び延滞金を、松前町立保育所条例では町立保育所の保育料を、松前町子どものための教育・保育

給付に係る利用者負担額を定める条例では私立幼稚園や私立保育所の利用者負担額をそれぞれ定めています。

今回の無償化に対応するため、松前町立幼稚園設置条例では、保育料を規定している第4条及び保育料の督促及び延滞金を規定している第5条を削除します。

参考資料の12ページをお開きください。

松前町立保育所条例では、保育料を規定している第10条を満3歳以上の子どもの保育料が無償化となるため、満3歳未満の保育料のみとなるよう改正します。

松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例で、利用者負担額を定めている第3条の幼稚園に入園している教育子どもの利用者負担額及び満3歳以上の保育所に入所している保育認定子どもの利用者負担額を0円と定めるものです。

議案書25ページをお開きください。

松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例第1条では松前町立幼稚園設置条例の一部改正を行い、議案書26ページになりますが、第2条で松前町立保育所条例の一部改正、27ページ、第3条で松前町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部改正を規定しております。このほか、条例改正にあわせ、所要の改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行し、無償化の開始前の保育料等については従前の例にすることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第41号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第42号について提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、償還金の支払い猶予、償還免除の対象の拡大等について定めるとともに、合議制の審査機関を設けるため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第42号について説明いたします。

議案書31ページをお開きください。

第15条第3項で償還等について規定しておりますが、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第10条で規定されていた償還金の支払い猶予が法律第13条で規定されたこと、これにより条ずれが生じ、改正後の第14条第1項に徴収免除の規定が明確化され改正されたことにより制令に委任されていた施行令第11条が廃止されたこと、新たに法律第16条で償還金の支払い猶予、償還免除を判断するために貸し付けを受けた者または保証人の収入または資産の状況について報告を求め、官公署に対し資料の閲覧、提供を求めることが規定されたこと、これにより改正するものです。

次に、議案書32ページをお開きください。

第17条は、法律第18条において災害弔慰金及び災害障がい見舞金の支給に関する事項を調査審議するための合議制の機関の設置が努力義務と規定されたことにより追加するものです。このほか、条例改正にあわせ、所要の改正を行っております。

また、附則第1項でこの条例は公布の日から施行することとし、第2項で松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、別表の63に松前町災害弔慰金等支給審査委員会を加え、報酬日額を7,400円とすることとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第42号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第43号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第43号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第43号について提案理由を申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、連携施設の確保に関し、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大政保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） それでは、議案第43号について説明いたします。

今回の一部改正された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令は、さきの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令を受けて改正されたものです。

家庭的保育事業等の基準は児童福祉法による事業の認可基準であり、今回改正される特定教育・保育施設等の基準は事業認可を受けた事業所が子ども・子育て支援法による給付を受けるための基準があるため、基準内容を整合させる必要があることから改正するものです。

参考資料13ページをお開きください。

6月議会で改正された松前町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準条例にあわせ、保育施設との連携施設の確保義務を緩和し、更に連携施設の確保に関する経過措置を5年から10年に延長するものです。

議案書36ページをお開きください。

第42条は特定教育・保育施設等との連携について規定しており、議案書37、38ページになりますが、42条第2項及び第3項では代替え保育の提供元として小規模保育事業A型、同B型または事業所内保育事業を加えております。

第42条第4項及び第5項では、満3歳未満児の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保の確保義務の緩和について規定しています。

議案書39ページをお願いします。

第42条第8項は満3歳以上を受け入れしている保育所型事業所内保育事所の連携施設の

確保義務を免除できるよう規定し、附則第5条では連携施設に関する経過措置の期間を5年から10年に延長することを規定しています。このほか条例改正にあわせ、所要の改正を行っております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第43号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第44号 松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第44号松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第44号について提案理由を申し上げます。

松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第44号松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結について補足説明を行います。

参考資料にて説明いたしますので、参考資料の15ページをお開きください。

施工場所は伊予郡松前町大字浜963番地、入札日は令和元年7月25日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和2年3月31日を予定しております。入札参加業者は、株式会社伊

予ブルドーザー建設、オオノ開発株式会社の2社です。

入札の結果、オオノ開発株式会社が低入札調査基準価格を下回ったため、オオノ開発株式会社に対し令和元年8月1日に聞き取り調査を実施し、同年8月6日に低入札価格調査委員会を開催し審査を行いました。その結果、特に工事の実施に支障がなく施行可能と判断されたため、オオノ開発株式会社を落札者とし、現在8,726万3,000円で仮契約を行っています。

次に、工事の概要について説明いたします。

16ページを御覧ください。

斜線で示している箇所が今回解体工事を行う箇所になります。特別教棟である南校舎及び渡り廊下など、延べ床面積で1,586.81平米を解体するものです。なお、南校舎の外壁塗装にはアスベストが含まれていることから、アスベスト対策を行っての解体となります。

次の17ページと18ページは、16ページで示された解体箇所である南校舎及び渡り廊下の立面図になります。

19ページを御覧ください。

入札の執行表になります。

ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格8,815万円に対し落札金額は7,933万円ですので、落札率は90.0%になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第44号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第12 議案第45号 汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第45号汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第45号について提案理由を申し上げます。

汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第45号汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について補足説明をいたします。

参考資料にて説明いたしますので、参考資料の21ページをお開きください。

施工場所は伊予郡松前町大字筒井、入札日は令和元年7月25日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和2年2月28日を予定しております。入札参加業者は、アイエン工業株式会社松山営業所、株式会社伊予ブルドーザー建設、愛媛シールド工業株式会社の3社です。

入札の結果、予定価格と低入札調査基準価格の間で最低金額にて応札した愛媛シールド工業株式会社を落札者とし、9,361万5,236円で仮契約を行っています。

次に、工事の概要について説明いたしますので、22ページをお開きください。

22ページは、この工事を行う位置図になります。

役場庁舎の西側にある町道西49号線とそれにつながる生活道路の黒い線で示したところに口径250ミリのヒューム管を小口径推進工法にて244.3メートル敷設するものです。

23ページは道路下の標準断面図で、マンホールの断面と敷設するヒューム管の位置を示すものです。町道区間の埋設の深さは2.74から3.59メートル、生活道路の埋設の深さは2.4メートルから3.03メートルとなっています。

次の24ページをお開きください。

入札の執行表になります。

ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格9,112万円に対し落札金額は8,510万4,760円ですので、落札率は93.4%になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

○2番（西村元一議員） あります。

○議長（加藤博徳） 質疑ですか。

○2番（西村元一議員） 質疑です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 2番西村ですが、これは松前の業者が一つも入っていないんですが、どういうわけで松前の業者は入らんのですか。お願いします。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） これは一般競争入札で松前の業者も募集対象として行っておりますが、松前の業者が手を挙げなかったという、参加をしなかったということになります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑を終わります。失礼いたしました。

お諮りします。

議案第45号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第46号 松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について  
（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第46号松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第46号について提案理由を申し上げます。

松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、重松町民課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 重松町民課長。

○町民課長（重松修平） それでは、議案第46号松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について、議案書では45ページですが、参考資料で補足して御説明いたします。

参考資料の25ページを御覧ください。

工事名は、松前公園体育館省エネ改修工事請負契約です。省エネ改修を行う施設は、松前公園体育館です。プレゼンテーション及び審査日は、令和元年8月29日に実施いたしました。申しわけありません、次、完了の年が令和元年になっておりますけど令和2年なんです、改修工事の期限は、議会の承認を得られた日を着手日とし、完了日は令和2年1月31日としております。契約金額は、6,735万3,000円です。公開プロポーザル参加業者は、愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四国電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗、優先契約候補者は同じく愛媛県松山市六軒家町1番13号、株式会社四国電工愛媛支店常務執行役員支店長山本愛朗です。

26ページを御覧ください。

省エネ改修の工事の内容の概要です。

空調設備では、高効率のパッケージエアコンへ更新し導入いたします。人感センサーで制御を行い、人の有無に応じた温度の適正化を図ります。照明設備では、照明をLED化します。昼間の太陽光が活用できる場所では昼光センサーを導入し、調光制御を行います。

また、BEMS、エネルギーマネジメントシステムを導入しまして、電力使用量、トータルエネルギー使用量、それぞれの観点で省エネ目標値を設定し、月々単位で対目標値の進捗管理が町職員、施設管理者のパソコンから容易に確認が行えます。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第46号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第14 議案第47号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第47号予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第47号について提案理由を申し上げます。

予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めらるるものです。

内容につきましては、横山まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 議案第47号について補足して御説明いたします。

議案書の47ページをお開きください。

本協定は、平成29年12月6日、議会の承認をいただき締結したもので、鉄道敷地内及び鉄道敷に近接した場所で自由通路新設工事を行うため、事業主体である松前町が鉄道事業者である四国旅客鉄道株式会社に工事発注等の業務を委託し建設工事を進めているところですが、JR四国が工事を発注した際に入札減少金が生じており、協定額が減額になることから変更を行うものです。なお、仮契約日は令和元年9月5日で締結をしています。

委託工事名、予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事、契約方法、特命随意契約、施工場所、松前町大字出作神崎、当初契約日、平成29年12月6日、協定額、変更前3億1,976万円、変更後2億6,146万4,000円、協定の相手方、香川県高松市浜ノ町8番33号、四国旅客鉄道株式会社代表取締役社長半井真司。

次に、参考資料27ページをお願いします。

位置図と現場の写真になります。

28ページをお開きください。

一般図になります。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第47号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

~~~~~

日程第15 議案第48号 人権擁護委員候補者の推薦について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第15、議案第48号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第48号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員石丸幸子氏の任期が令和元年12月31日をもって満了となることに伴い、改めて人権擁護委員として推薦したいので議会の同意を求めるものです。

参考として議案書の50ページに本人の経歴を添付しておりますので、御一覽いただきたいと思ひます。よろしく御審議をいただき、御意見を賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第48号を同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定いたしました。

10時50分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。失礼しました。

~~~~~

日程第16 議案第49号 松前町道路線の認定について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第16、議案第49号松前町道路線の認定についてを議題としま

す。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第49号について提案理由を申し上げます。

町道の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、横山まちづくり課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 議案第49号について補足して御説明いたします。

議案書51ページをお開きください。

整理番号1-191、路線名町道西191号線、整理番号1-192、路線名町道西192号線、この2路線を町道に認定するものです。

次に、参考資料の29ページをお開きください。

町道一覧になります。

整理番号1-191、路線名町道西191号線、起点、松前町大字筒井字宗意畑1188番7地先、終点、松前町大字筒井字宗意畑1188番2地先。

30ページをお開きください。

位置図になります。

今回新たに町道に認定する町道西191号線は、旧宗意原保育所の南側にある松前小学校の児童が多く利用している通学路ですが、旧保育所を解体し更地になったことから、町道認定して道路整備を行うものです。延長37.2メートル、幅員7.5メートルで計画をしています。

参考資料の29ページにお戻りください。

整理番号1-192、路線名町道西192号線、起点、松前町大字筒井字中須賀374番1地先、終点、松前町大字筒井字中須賀382番5地先。

31ページをお開きください。

位置図になります。

今回新たに町道に認定する町道西192号線は、役場庁舎西の道路を北に行き、伊予鉄道踏切を渡り西に行ったところになります。筒井地区の雨水対策事業に伴い新たにボックスカルバートを敷設するため、町道認定をして工事を施工するものです。延長40メートル、幅員8.2メートルで計画をしています。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第49号を所管の総務産業建設常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

10時55分まで休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(加藤博徳) 再開いたします。

~~~~~

日程第17 議案第50号 平成30年度松前町歳入歳出決算認定について(上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託(予算決算))

○議長(加藤博徳) 日程第17、議案第50号平成30年度松前町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第50号について提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、松前町の一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び公共下水道事業特別会計の平成30年度歳入歳出決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、会計管理者楠田会計課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 楠田会計課長。

○会計課長(楠田匡志) 平成30年度松前町歳入歳出決算認定について、決算書によりまして補足説明をいたしたいと思っております。

歳入歳出決算書は関係法令の定めるところにより調製いたしました。また、各会計の決算につきましては、令和元年7月8日から8月1日にわたり、安永監査委員、伊賀上監査委員により審査していただき、監査意見書の報告を受けましたので、これを付して議会の認定をお願いするものです。

内容が多岐にわたりますので、歳入につきましては会計ごとに調定額、収入済額、不納欠損額、歳入未済額の歳入合計、歳出につきましては会計ごとに予算現額、支出済額、翌

年度繰越額、不用額の歳出合計をもって補足説明とさせていただきたく、御了承のほどをお願いいたします。なお、会計ごとに作成しています事項別明細書、実質収支に関する調書及び財政に関する調書につきましては、決算の附属書類となりますので御参照くださいますようお願いいたします。

それでは、決算書の3ページ、4ページをお開きください。

平成30年度松前町一般会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計を述べたいと思います。

調定額112億2,437万5,944円、収入済額102億9,346万1,807円、不納欠損額371万9,914円、歳入未済額9億2,719万4,223円となっております。

次に、決算書7ページ、8ページをお開きください。

一般会計の歳出になります。

同じく下段の歳出合計において述べます。

予算現額111億3,301万5,000円、支出済額99億4,418万6,850円、翌年度繰越額8億6,336万8,000円、不用額3億2,546万150円となっております。欄外になりますけれども、歳入歳出差引残額につきましては3億4,927万4,957円となり、同額を翌年度へ繰り越すものであります。

続きまして、決算書121ページ、122ページをお開きください。

よろしいでしょうか。

続きまして、平成30年度松前町国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書の歳入になります。

ページ下段にあります歳入合計において、調定額36億4,499万6,213円、収入済額35億8,845万129円、不納欠損額647万9,950円、収入未済額5,006万6,134円となっております。

次に、123、124ページをお開きください。

同じく国民健康保険特別会計の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計において述べます。

予算現額33億2,716万1,000円、支出済額32億5,451万6,952円、翌年度繰越額は0円です。不用額は7,264万4,048円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は3億3,393万3,177円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続きまして、149ページ、150ページをお開きください。

平成30年度松前町後期高齢者医療特別会計、歳入歳出決算書の歳入になります。

ページ下段にあります歳入合計において述べます。

調定額4億6,558万8,453円、収入済額4億6,547万4,363円、不納欠損額は0円です。収入未済額11万4,090円となっております。

次に、151ページ、152ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計の歳出になります。

同ページ下段、歳出合計において述べます。

予算現額4億5,652万1,000円、支出済額4億4,848万8,908円、翌年度繰越額は0円になります。不用額803万2,092円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は1,698万5,455円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

続いて、167ページ、168ページをお開きください。

平成30年度松前町介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において述べます。

調定額28億7,606万7,806円、収入済額28億7,084万958円、不納欠損額88万6,794円、収入未済額434万54円となります。

次に、169、170ページをお開きください。

介護保険特別会計（保険事業勘定）の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計を述べたいと思います。

予算現額28億4,591万3,000円、支出済額27億8,427万2,842円、翌年度繰越額0円です。不用額6,164万158円となっております。欄外の歳入歳出差引残高は8,656万8,116円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

続きまして、199、200ページをお開きください。

平成30年度松前町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計において述べます。

調定額1,003万2,944円、収入済額も同額の1,003万2,994円、不納欠損額、収入未済額はともに0円となっております。

次に、201ページ、202ページをお開きください。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計を述べたいと思います。

予算現額951万2,000円、支出済額904万4,757円、翌年度繰越額は0円です。不用額46万7,243円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は98万8,187円となり、同額を翌年度に繰り越すものです。

続きまして、211ページ、212ページをお開きください。

平成30年度松前町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

ページ下段にあります歳入合計を述べたいと思います。

調定額7億4,824万6,755円、収入済額6億2,336万1,056円、不納欠損額11万3,190円、収入未済額1億2,477万2,509円となっております。

次に、213ページ、214ページをお開きください。



公共下水道事業特別会計の歳出になります。

同ページ下段の歳出合計を述べたいと思います。

予算現額 7 億 4,923 万円、支出済額 6 億 1,175 万 2,210 円、翌年度繰越額 1 億 2,720 万 5,000 円、不用額 1,027 万 2,790 円となっております。欄外の歳入歳出差引残額は 1,160 万 8,846 円となり、同額を翌年度へ繰り越すものです。

以上で決算書の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、ただいまから平成30年度松前町一般会計・各特別会計の決算審査及び基金運用状況の結果について報告いたします。なお、この審査は監査委員 2 名の合議の結果でございます。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりでございます。

審査の方法は、町長から提出された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用調書及び証拠書類等につき、関係帳票と調査、照合を行い、係数の正確性、予算の執行状況等について確認いたしました。あわせて関係職員から説明を聴取し、審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、係数は正確であり、予算執行の状況についても適正であると認められました。なお、以下の 4 項目について検討、努力をお願いするものです。

申し上げます。

1、財政の弾力性について、扶助費の増大といったやむを得ない事情はあるが、依然経常収支比率は高い水準にあり、更に適正な財政運営に心がけるようお願いいたします。

2、財政基盤の強化について、(1)徴税について、愛媛地方税滞納整理機構との連携等、滞納者対策の成果があらわれており、徴収率を維持するための努力が認められます。今後も住民の行政に対する不公平感、不信感を生じさせないように、徴収及び収入未済金の改善に更なる努力をお願いいたします。

(2)不良債権について、債務者の破産等により回収が極めて困難なものは、債務者の資産調査を進め、適切で計画的な債権整理の推進をお願いいたします。

(3)歳出について、予算配分の重点化により効果的、効率的な事業の実施を図るとともに、内部統制におけるリスク管理の観点からの事務内容の見直しを図るなど、不断の行財政改革に努められるようお願いいたします。

(4)予算について、不用額が一部見受けられるので、予算の積算内容を精査し、適切な予算の計上に努められるようお願いいたします。

3、事務事業評価について、前例踏襲的な行政運営が許されなくなった現在においては、限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ等）を効果的、効率的に活用していくため、成果という目標を設定し、目標達成のため事務改善を行うことで行政サービスの向上を図る目的で導入したものであり、今後も改善を加えながら実施をお願いしたい。

4、地方公会計の導入について、全庁的に連携して取り組み、必要となる経理マニュアルの整備を行い、公共施設等の将来更新必要額の推計や事業別、施設別の区分、セグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用、充実に努めていただきたい。

以上でございます。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第50号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第18 議案第51号 平成30年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、提案理由説明、監査委員報告、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第18、議案第51号平成30年度松前町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第51号について提案理由を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、松前町水道事業会計の平成30年度決算について、監査委員の意見をつけて認定を求めるものです。

内容につきましては、仙波上下水道課長に説明をさせまして、監査委員から監査結果を報告していただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 仙波上下水道課長。

○上下水道課長（仙波晴樹） それでは、平成30年度松前町水道事業会計決算について説明をいたします。

水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

まず、水道事業決算報告書によりまして、予算に対する決算状況を説明いたします。

収益的収入及び支出について、収入では決算額4億4,840万4,093円で、予算に比べ195万9,093円の増となっています。支出では決算額4億4,556万8,241円で、不用額1,681万2,759円となっています。

下のページ、3ページを御覧ください。

資本的収入及び支出について、収入では決算額1億422万4,280円で、予算に比べ1億1,817万9,720円の減となっています。支出では決算額2億5,513万5,721円、翌年度繰越額3,000万円で、不用額1億3,219万9,279円となっています。

以上、資本的収入合計から資本的支出合計を差し引きますと、資本的収入額が資本的支出額に対し1億5,091万1,441円不足となりますが、3ページ下段に記載してありますように、この不足額につきましては過年度分損益勘定留保資金1億4,295万4,489円及び当年度分消費税及び地方消費税、資本的収入調整額795万6,952円で補填します。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。

平成30年度松前町水道事業損益計算書について御説明いたします。

当年度は、5ページの下から3行目にありますように536万9,408円の純損失となりました。よって、前年度繰越利益剰余金1億3,776万2,388円から当年度分の損失を除くことにより、当年度未処分利益剰余金が1億3,239万2,980円となりました。

続きまして、6ページをお開きください。

平成30年度松前町水道事業剰余金計算書ですが、9ページの貸借対照表における7の剰余金の変動状況をあらわしていますので、御参照願います。

7ページの平成30年度松前町水道事業剰余金処分計算書ですが、剰余金等の処分計算についてあらわしているものであり、今回における処分はありません。

続きまして、8ページをお開きください。

平成30年度松前町水道事業貸借対照表ですが、資産の部のうち1の固定資産では、年度末の固定資産合計は一番右の列最初に記載してありますとおり46億5,283万4,442円となりました。

また、2の流動資産では、年度末の流動資産合計は11億2,477万2,049円となりました。この結果、資産合計は57億7,760万6,491円となっています。

続いて、9ページ上段の負債の部のうち3の固定負債では、年度末の固定負債合計は27億9,842万6,468円となりました。

また、4の流動負債では、年度末の流動負債合計は2億2,329万304円となりました。

次の5の繰り延べ収益では、年度末の繰り延べ収益合計は15億7,285万4,415円となりました。この結果、負債合計は45億9,457万1,187円となっています。

次に、その下の資本の部のうち、6の資本金では、年度末の資本金合計は8億6,251万5,386円となりました。

また、7の剰余金では、年度末の剰余金合計は3億2,051万9,918円となりました。

これらの結果、資本合計は11億8,303万5,304円となり、9ページ最下段の負債・資本の合計額は資本合計と同額の57億7,760万6,490円となるものです。なお、10ページからにつきましては、会計方針に係る注意事項や事業報告書、収益費用明細書等の附属書類でございますので、御参照くださいますようお願い申し上げます。

以上で水道事業会計決算の説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の報告を求めます。

安永紀雄監査委員、お願いいたします。

○監査委員（安永紀雄） それでは、ただいまから平成30年度松前町水道事業会計の決算審査の結果について報告をいたします。なお、この審査は監査委員2名の合議の結果であります。審査の概要及び意見については、お手元に配付いたしております意見書のとおりであります。

審査の方法は、町長から提出された決算書が水道事業の財政状態及び経営状況を適正に表示しているか、また経済性の発揮及び公共の福祉を増進するように経営が行われているかどうかを検証するため、決算書、会計帳票及び証拠書類との照合確認を行うとともに、担当職員の説明を聴取して審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された決算書の係数は、会計帳票及び証拠書類と照合審査した結果正確で適正に表示されており、収入及び支出の事務処理も法令等を遵守し適正に行われていると認められました。なお、以下の4項目について検討、努力をお願いするものであります。

申し上げます。

1、経営状況について、西古泉水源地改修の実施等により今後更に厳しい経営状態になっていくものと予想されるため、未収金の徴収などによる資金の確保とあらゆる面での経費の節減に務められるようお願いしたい。

2、管路整備について、効率的な配水管整備を図るため、道路整備事業と連携し、今後とも他の工事も含め計画的に推進をお願いしたい。

3、有収率について、低下を招かないよう計画的な漏水対策と適正な管理に努められるようお願いしたい。

4、安全・安心で安定的な給水の確保について、経営を安定させ、企業会計としての目的が達成されるよう一層の努力をお願いしたい。

以上でございます。

以上をもちまして審査の結果報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 監査委員の報告を終わります。
質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
お諮りします。

議案第51号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

しばらく休憩いたします。

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

~~~~~

日程第19 議案第52号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第3号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第20 議案第53号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第21 議案第54号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第22 議案第55号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第56号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第52号令和元年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第20、議案第53号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第21、議案第54号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号、日程第22、議案第55号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号及び日程第23、議案第56号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第2号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第52号から議案第56号までについて、一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

予算の議案書3ページをお開きください。

令和元年度松前町一般会計補正予算第3号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ2億5,403万3,000円を増額し、総額を112億1,984万7,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について、参考資料により御説明いたします。

参考資料の133ページをお開きください。

まず、安全・安心・快適な松前町を目指して、防災の充実のため、避難路及び通学路に面したブロック塀等の所有者が実施した除去等の安全対策工事に対して補助を行い、地震によるブロック塀等の倒壊等被害を防ぎます。

また、水道施設の整備充実のため、浄水場の整備に係る出資金を支出します。このほか、筒井地区の雨水対策を実施し、浸水被害の軽減を図ります。

次に、健やかでやさしい松前町を目指して、地域福祉の充実のため、松前町総合福祉センターの老朽化したボイラーの更新工事を行います。

また、子育て支援の充実のため、10月から実施される幼児教育・保育の無償化への対応を行うほか、岡田小学校放課後児童クラブの駐車場用地を購入します。

そのほか母子保健の充実のため、転居時に乳幼児健診や予防接種等の母子保健情報を市町村間でスムーズに引き継げるよう、健康管理システムの改修を行います。

134ページをお開きください。

次に、人と文化が輝く松前町を目指して、学校教育の充実のため、令和2年度に普通教室が不足する北伊予小学校の改修工事を行うほか、故障し修理不能な古城幼稚園職員室のエアコンの取替え工事を行います。

また、公園利用者の利便性向上を図るため、松前町国体記念ホッケー公園の案内標識を設置します。

そのほか総合文化センターの設備の充実を図るため、広域学習ホールに適した照度を有するプロジェクターを購入します。

次に、豊かでにぎわいのある松前町を目指して、農水産業の振興のため、老朽化した水門の改修計画を策定するほか、樋門の改修を行う県事業についてその一部を負担し、労力の軽減や維持管理に係る経費の節減を図り、農業経営の安定化を図ります。

また、愛媛県オリジナルブランド米である「ひめの凜」の種苗の購入費用の一部を助成し普及促進を図るほか、中心経営体や認定農業者に対する助成、薬用作物の生産拡大や安定供給のために必要となる機械等の導入費用の一部助成を行うなど、地域農業の活性化を

図ります。

次に、飛躍を支える松前町の基盤づくりを目指して、良好な住宅地形成のため、指定する地域内の老朽放置建物等の除去事業に係る経費を追加計上し、災害の防止及び住環境の改善を図ります。

また、道路交通網の充実のため、町道の維持管理及び改修工事を行い、安全・安心・快適に通行ができる道づくりを推進します。

次に、庁舎の防犯体制の整備のため、点検により不良箇所が確認された庁舎内の防犯カメラの修繕を行います。

また、健康増進法の改正に伴い、庁舎周辺の公共施設を利用される方の受動喫煙を防止するため、既存の施設の改修を行います。

そのほか住民基本台帳法施行令の改正に伴い、住民票に旧氏の記載を行った方の印鑑登録証明書への旧氏記載ができるようにするため、システム改修を行います。

なお、財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が1億1,278万8,000円の増、一般財源が1億4,124万5,000円の増となっております。

予算の議案書29ページをお開きください。

議案第53号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ791万9,000円を追加し、総額を34億6,879万7,000円とするものです。

予算の議案書41ページをお開きください。

議案第54号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号は、既定の保険事業勘定に歳入歳出それぞれ8,885万5,000円を追加し、総額を28億6,727万円とし、既定の介護サービス事業勘定に歳入歳出それぞれ76万9,000円を追加し、総額を983万8,000円とするものです。

予算の議案書63ページをお開きください。

議案第55号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号は、既定の予算に歳入歳出それぞれ114万円を追加し、総額を8億6,176万3,000円とするものです。

予算の議案書75ページをお開きください。

議案第56号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第2号は、既定の予算に資本的収入において9,404万8,000円を追加し、資本的支出において1億6,500万円を追加するものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第52号について質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第52号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第53号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第53号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第54号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第54号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第55号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第55号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第56号について質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。



議案第56号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午前11時38分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 渡 部 恵 美

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司



9月25日（第2号）

## 令和元年松前町議会第3回定例会会議録

令和元年9月25日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 早 瀬 隆 士  | 2 番 西 村 元 一  | 3 番 渡 部 恵 美  |
| 4 番 曾我部 秀 司  | 5 番 影 岡 俊 範  | 6 番 田 中 周 作  |
| 7 番 住 田 英 次  | 8 番 稲 田 輝 宏  | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 藤 岡 緑   | 11 番 村 井 慶太郎 | 12 番 岡 井 馨一郎 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊賀上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |

令和元年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.2

|      |              |         |    |
|------|--------------|---------|----|
|      | 令和元年9月25日(水) | 午前9時30分 | 開議 |
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名   |         |    |
| 日程第2 | 一般質問(提出順位)   |         |    |

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

5番影岡俊範議員、6番田中周作議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、議長の指名した順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

5番影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 議席番号5番、公明党影岡俊範、議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、1問目、介護保険サービスに関する介護用品の紙おむつ助成制度についてお尋ねいたします。

在宅介護に係る費用は、2種類に分けられます。デイケア、デイサービスやホームヘルパーに係る介護サービス利用料とおむつ代や介護リフォームなどに係る介護サービス以外の費用であります。

家計経済研究所が2016年に行った「在宅介護のお金と負担」によると、月々に在宅介護に係る費用は平均5万円、うち介護サービス利用料は1万6,000円、介護サービス以外の費用は3万4,000円であります。この利用料を要介護度別で分析しますと、要介護度が高くなるにつれて費用が高くなる傾向にあります。興味深いのは、要介護3から要介護4になると、全体の費用は変わらないものの介護サービス以外の支出の割合が高くなっていることであります。介護サービス以外の支出をおむつや介護食などの介護用品、1つ、2つ目が医療費、3つ目が税、社会保険、そして4つ目がその他。この4つの項目に分けてみると、要介護度が上がるにつれて特に介護用品と税、社会保険の割合が大きくなります。

そこで、在宅介護の場合、この介護用品の中で大人用紙おむつの費用負担が高いのではないかと思いますのであります。介護用の紙おむつの助成、還付を行っている自治体がありますが、当町の対応を問います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 介護用品の紙おむつ助成制度についてお答えします。

町では、住みなれた地域及び家庭において自立した生活を確保するために必要な支援を行うことにより、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的として、松前町高齢者等支え合い事業実施要綱に基づき、紙おむつ等の支給を行っております。

その内容は、65歳以上の要介護4もしくは5の認定者またはそれに相当する在宅の高齢者であって町民税非課税世帯に属する者を現に介護している家族に対し、1人当たり月額6,700円相当分を限度として、紙おむつ、尿とりパッド等を月1回現物支給するものです。

支給実績は、平成24年度5人、平成25年度2人、平成26年度1人で、平成27年度以降は申請者がいないため支給実績はありません。このため、介護相談のエキスパートであるケアマネジャーが集まる松前町介護支援専門員連絡会をはじめ、様々な機会を捉えて周知、啓発を行ってまいります。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 現実的に松前町でも支給制度があるということでございます。

これは、松前町にはおむつの給付とかそういう制度がないのだろうかという町民の方からの問い合わせがありまして、インターネットで調べましたら、近隣では伊予市だとか、また全国的にインターネットでその制度を公表しているところがありました。ところが、松前町にはインターネットの公表がないということで質問させていただいているわけですが、そこで1つは、インターネットをといてもなかなか見る人も見ない人いますので、先ほどおっしゃられたように啓発活動という形を実施されているようですが、いま一度そのあたりのところを推進していただいて、町民の方々に認知していただくよう努力をお願いしたいと、そう思います。実際的に知らない方が多いかと思えます。

窓口としては今現在はどこになっているのか、具体的にお願いたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 申請は健康課で行っておりますので、相談は健康課に来ていただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） よろしくお願いたします。

次に、2問目、学校における働き方改革ということに関しまして、学校給食の公会計化についてお尋ねいたします。

令和元年7月31日付けにて、学校給食等の徴収に関する公会計化等の推進についてとして通知がなされました。その推進に当たって作成された文部科学省の学校給食費徴収・管



理に関するガイドライン作成の背景と目的から一部抜粋して下記申し述べます。

文部科学省では、地方公共団体における学校給食費の公会計化を促進するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことを促進するため、平成30年度に学校給食費の徴収・管理業務の改善・充実に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえてガイドラインを作成したとあります。公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減するためには、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用（以下、学校給食費の公会計化という）するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体自らの業務として行うことが適切ですとガイドラインに記されております。

これに対する当町の取組姿勢を問います。

1つ、松前町においての徴収・管理はどのようになっているのか。

公会計化することに対してどう考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

仲島教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（仲島昌二） それでは、私の方から学校給食費の公会計化についてお答えいたします。

小・中学校の学校給食費については、保護者から委託され、各校長が口座振替等により徴収して松前町学校給食会で取りまとめ、学校給食センターに納入しています。学校給食費の徴収に関する教職員の業務は、給食費の納入の確認や未納となった場合の電話連絡や督促状の発送を行うことで、教職員の負担となっています。

学校給食費の公会計化については、議員のおっしゃるとおり、令和元年7月31日付けで文部科学省から愛媛県教育委員会を通じて教職員の負担を軽減するため、学校給食費の徴収を地方公共団体自らの業務として行い、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる学校給食費の公会計化の推進を検討するよう通知があったところです。

学校給食費の公会計化を行うためには、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインによると、給食費の管理のためのシステムの導入や人員の追加配置など導入やその後の運用に大きな費用がかかりますが、教職員の負担軽減のためには学校給食の公会計化は大切であると考えています。そのため、全国や県内の自治体の動向を見ながら学校給食費の公会計化に係る情報収集を行い、公会計化に向けて研究していきたいと考えています。なお、当面は教育委員会や松前町学校給食センターで教職員の負担を軽減する方策を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） それでは、今お答えいただいたように、こういうシステムを構

築するには非常に費用がかかるということでございます。それに対してまた研究していただけたらということで、是非ともよろしくお願ひしたいと思います。

私の知るところによりますと、着手してから2年ほどかかるということと、市長部局に負担がかかるといったらおかしいんですが、市長部局でも会計とか財務とかいろいろな関連の組織形態の構築も必要かというふうに思いますので、できるだけ早く着手していただいて、教員の働き方改革、教員が実際に子どもたちに接して教育に専念できる環境を是非ともいち早く着手していただきたいということを望みます。

○議長（加藤博徳） 再質問はよろしいですか。

○5番（影岡俊範議員） はい、結構です。

○議長（加藤博徳） 次の、3番目の質問をお願いします。

影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） 3番目は緊急通報、その中のN e t 119、119番について。

N e t 119緊急通報システムの概要を申します。N e t 119緊急通報システムは、音声による119番通報が困難な聴覚言語機能障がい者が円滑に消防への通報を行えるようにするシステムであります。スマートフォンから通報用ウェブサイトアクセスして、消防本部が消防隊や救急隊をどこに出動させるべきかを判断するために必要な救急、火事の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報がつながり、その後にテキストチャットで詳細を確認する仕組みとなっております。

愛媛県下の状況は、伊予消防、久万高原、東温市、四国中央、上島町以外は導入済みか、2020年度までに導入予定となっております。松前町として、伊予消防への早期導入の意見等を行う予定はあるのか、問います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

和田総務部長。

○総務部長（和田欣也） それでは、緊急通報N e t 119についてお答えします。

耳や声に障がいのある方が電話以外で119番通報を行う方法としては、議員御指摘のスマートフォン等によるN e t 119のほか、ファクスによる119番通報とメールによる119番通報があり、現在伊予消防等事務組合ではファクスやメールによる119番通報を導入しています。

しかしながら、現在伊予消防等事務組合管内ではファクスとメールによる119番通報の実績もないことから、今すぐN e t 119を導入する緊急性は低いと考えられます。また、導入に当たっては通信指令台と接続する工事が必要となることから、令和4年度に予定されている通信指令台の更新の際、導入の可否について検討を行うこととしています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員。

○5番（影岡俊範議員） ファクス、メールということですが、ファクスを書いて送るというのも、これは緊急対応ということにはなかなかほど遠いとは思いますが。メールであれば多少なりとも緊急性は賄えるかと思えますけれども、どちらにせよ緊急の場合においてこのファクス、メールというのはやっぱりちょっと緊急対応に対しては無理があろうかと思えますので、実績もないということではありますが、今後の情勢を見てこの119番、これのネットの開設というか、これについても御検討いただければというふうに思います。

これは、一つは防災というよりも減災という意味合いで、あるいは人命を守るという意味合いをかねてこのシステムの導入も検討の一つとしていただきたいと、これは私の要望です。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 影岡俊範議員の一般質問を終わります。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑です。ただいまより私の一般質問を始めさせていただきますと思います。

まず最初に、子育て支援という方面からお尋ねしていきます。

10月から始まる幼児教育・保育無償化に伴う実務に向けて、準備はしっかりとできているのでしょうか。子育て世帯の支援として今年10月から始まる幼児教育・保育無償化は、消費税8%から10%に増税した分を一部財源として実施されます。そのための改正子ども・子育て支援法が5月に成立し、その基準を定めた内閣府令に43か所の誤りがあったことが判明しましたが、無償化の実務に影響はないとして8月には改正され掲載されました。目の前に迫った制度利用を考えている子育て世代には不安の残る改正内容にも思えます。

主な内容としては、3歳から5歳の子どもの幼稚園、認可保育所などの保育料が原則無料に、待機児童の多いゼロ歳から2歳の子どもについては住民税非課税の世帯に限定して保育料が無料になる。また、認可外施設に通う子どもたちも、市町村が保育を必要とする場合と認めれば一定の補助を受けることができると。以上のような内容から、当然子育て世代には非常な朗報にはありますが、無償化による入園、入所希望が増えて待機児童の問題とか保育士不足が更に加速されるのではないかと懸念されます。予測される課題について町としてはどう対応し解決していくのか、まず考えをお聞きします。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 幼児教育・保育無償化に伴う課題と対応についてお答えします。

今年10月から始まる幼児教育・保育無償化は、子ども・子育て支援法の一部改正により、3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもたちの利用料を

無料とし、あわせて認定外保育施設や預かり保育事業などについても市町村の確認を受けた場合に無償化の対象とするものです。

現在、これら幼児教育・保育の無償化の実施に向けて制度づくりと利用者、事業者へ向けた広報等を行っているところであり、本議会において松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例及び関連予算を提案しており、円滑に事業が実施できるよう準備を進めています。

無償化に伴う課題と対応については、無償化の開始により保育ニーズが更に高まること、保育士確保がより深刻化すること、それにより待機児童が発生するおそれがあることが懸念され、こうした事態にどう対応するかが課題と考えています。しかしながら、現状ではまだ無償化に伴う影響がどのようになるのか分かっておりません。無償化に伴う今後の教育・保育ニーズがどのように変化するか注視して、状況を把握した上で具体的対策を検討していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） まだ今の現段階では現状としては捉えにくいということで、予想されるいろいろな問題点についてはそれぞれの条例を改正することによっていろいろと方策を考えておられると思うんですが、このことは全国的なことですからいろいろとところを調べさせていただきましたところ、私の方からも再質としてお聞きしたいことがございます。

超少子化時代に子育て支援の大きな力となるこの国の施策は、多くの子育て世代には経済的支援として喜ばれるでしょうけれども、制度に対して地域の実情とかけ離れていて、子どもの年齢や利用する施設によっては無償化の恩恵を受けられない家庭は少なくないという問題もあります。そのため、共同通信が県庁所在地など103の自治体に行った調査で、国の基準では無償化とならない世帯に対し独自財源で何らかの経済的支援を実施している自治体が62市区と約6割に上っており、国の制度以外に取り組む予定がないと答えたのは41市町だったそうです。松前町は国の制度以外に独自案は考えておられるのでしょうか。そこのあたりをまずお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町の独自対策については今現在のところ考えておりませんが、先ほど答弁で申しましたとおり、今後の状況を見て、必要であれば検討していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 現状をとということで具体的なことについてはお答えいただけなかったんですが、まず待機児童解消の一つとして認可外施設の利用も増えるという可能性も多くなります。一定の基準を満たす保育施設を利用する場合は月3万7,000円まで無

料、それを超える額は利用者負担となります。ただし、一定の基準を満たさない施設でも5年間は経過措置として無償化の対象となります。

ここで、子どもの安全と保育環境が、これについて担保できるかどうかという心配が一部残るんですが、町のお考えとしてはどうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 認可外保育施設については、実態としては愛媛県の方が実地指導に入ることになっておりますので、松前町の方に権限がございませんので松前町は県に委ねるといふ形になろうかとは思っております。

なお、今度の保育無償化の関係で認可外保育施設が対象となるかどうかというのは、それぞれ認可外保育施設が所在する市長の方が認めるかどうかという確認作業を行いまして、そこに通っている子どもについてはそれぞれその事業所から各市町の方に伝達するというふうに聞いております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 松前町でそういう認定外施設ということになる施設としてはあるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 松前町内では、エミフルMASAKI内にあるポポラー、こちらの方が認可外保育施設になりますので、その事業所1事業所のみでございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） それでは、もう一つの大きなネックとなります保育士不足というところなんですが、これについても以前から非常に問題になっておりますが、全体的に見ても離職率が10%も超えて、仕事の大変さに見合う賃金でないと現場を離れていく保育士が多いというのが現実です。一般職の平均給与からも約10万円ぐらい低いというようなデータも出ております。これは前から言われていることではあるんですが、今回無償化になれば非常に多くの方が、その場合3歳から5歳が一番多くなるからゼロ、1、2歳についてはさほど心配はないという一部お考えもあるかもしれませんが、職場環境や待遇の改善が更に急がれていくのではないかと思うんですが、その点については町としてはどう考えておられますか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） まずは、保育士の賃金については、臨時保育士については周辺の市町の状況を見ながら今後検討していくことになろうと思っておりますけれども、実際保育士確保について大事なものは、先ほど藤岡議員も言われましたとおり、離職率、これをいかに下げるかというところでありますので、まずは保育士の負担軽減という意味では、今年が明けてから私の方も各保育士と面談をしまして、まず保育士の働き方改革をしなけれ

ばならないと、そのためには現場の方からどういうふうに変えてほしい、どういうふうにしたいという、そういう意見をまとめてほしいということで臨時保育士も含めて全保育士と面談をしとりますんで、まだその答えが保育士側の方から出ておりませんので、その意見を聞きながら今後具体的な対策を検討していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 是非現場の実際の声聞いていただいて、現実いろんな面で困っていることとか、それからそれを是正していくということが一番保育士さんに対しての要望を満たしていくのかもしれないので、このことは是非現場の考えをまとめていただいて、早くそれについて町としての方策を考えていただきたいなというふうに考えます。

それからもう一つ、無償化の対象となるのはこれはあくまでも保育料であり、各施設で実費徴収している教材費とか食材費とか通園の送迎費、行事の費用などは対象外でございます。また、保育所、認定こども園、幼稚園と障がい児通園施設を利用する場合は月2万5,700円、もしくは月3万7,000円まで無料でございます。非常に複雑になっておりますので、この辺を実際に保護者の方々が御理解できているのかどうか、そこで混乱が起こらないように是非このような事象をしっかりと広報していただきたいんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今回の無償化の制度については、町の方では一般的にはチラシ、インターネット、広報等では周知しておりますけども、現在幼稚園、保育所、認定こども園、ここに通っている保護者についてはそれぞれの通っている施設を通じて個別にパンフレットを作成して手渡しをしております。そうした具体的対応を行っているほか、直接町民の方が福祉課の方に問い合わせもありますけども、現場の方で問い合わせもあるだろうということで、町立保育所の保育士についてはこの制度についての周知、啓発を各保育所ごとに行っておりまして、そちらの方で保護者の方に対応できるようにはしております。なお、保育士の現場の方で尋ねて分からないというふうについては、そちらの方を經由して福祉課から回答するという形で現在対応をしております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 現場においても、それからまたそれで分からないところについては福祉課でも対応するというようなネットワークをきっちりとしていただいて、保護者の方々に違う情報とかそういうものを行かないように、そしてしっかりとした正確な情報で進んで行かれるように町の方としても支援していただきたいなと思います。これについては以上で終わります。

それでは、第2番目の高齢者の生活改善や支援について御質問いたします。

特に独居、もしくは独居に近い状態に置かれている高齢者に対しぬくもりのある施策をお考えでしょうかということなのですが。我が国の高齢化率は、平成28年時点で4人に1人が65歳以上の高齢者となっております。更に、少子・高齢化による高齢者だけの世帯やひとり暮らしが多くなっております。子どもとの同居率については、少しデータ古いのですが、平成27年度で39%というふうにどんどん低下傾向が続いているようです。

こういう状況下で、特に介護認定を受けていなくて介護サービスも受けず、一見独立して生活されている高齢者の方々が地域によっては増加しているということも聞きます。身体的な衰えで引きこもりがちになったり、そのことで更に周囲からの孤立を深めている高齢者に対して民生委員さんや見守りさんなどの声かけなど、多分努力をされているようなのですが、それが十分に対応できないほど急速にその傾向が進んでいるとも感じられます。

そのことで日常的に人とのかかわり合いがないために消費者被害による相談件数は年々増えて、訪問販売やリフォーム詐欺、おれおれ詐欺など、その被害者の多くは高齢者に集中しています。特に今老人クラブ組織などの加入が少なく組織の維持も難しくなってきた、コミュニティそのものが継続しづらくなっている、そのことで情報不足になったり判断力の低下につながっているため経済犯罪のターゲットになってしまっている現状を是正する方策を是非町としても考えるときではないかと思えます。

介護予防や健康寿命を推進している町として、また災害時の支援の上からも更なる施策が必要になると思えますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

**○保健福祉部長（大政哲志）** 独居等の高齢者に対する施策についてお答えします。

平成31年3月末の町の高齢化率は30.2%で、国と同様に年々上昇しています。また、平成17年と平成27年の国勢調査を比較すると、平成27年の高齢者単独世帯が2.8ポイント増の11.3%、高齢者夫婦世帯が2.9ポイント増の12.9%、合計した高齢者世帯は5.7ポイント増の24.2%と年々増加しています。

独居高齢者に対する施策としては、同居者のいない65歳以上の見守りが必要と認める者を対象として、見守り推進員が訪問する独居高齢者福祉ネットワーク事業を実施しています。対象者の把握については、民生委員の活動のほか、関係各課との連携や各種相談事業を通じて情報収集を行い、必要に応じて調査や訪問を行い、見守り推進員につないでいます。見守り対象者の増加に伴い十分に対応できなくなっているとの御指摘ですが、地域の要望に応じて見守り推進員を増員しており、本年度は5年前の平成26年度40名と比較すると2名増員し42名になっています。

このほか閉じこもり対策における環境づくりについては、サロン事業や老人クラブ活動

に対して支援を行っており、高齢者の地域活動の活性化を図っています。

今後は町民の皆さんが住みなれた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、国が進めている地域包括ケアシステムを構築し、住まい、医療、介護、生活支援、介護予防が一体的、継続的に行われる環境づくりに努めてまいります。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今見守りさんとかそういうネットワークで、そういった方々に対する厚い対応もしている最中であるというような回答をいただきまして、それは非常に嬉しいことだと思うんですが、そういった相手方に対してのこちらからのアプローチは多分厚くされているんだろうと思うんですが、どうしても引きこもりがちになっている方々とか独居で生活環境の中に十分溶け込めてないお年寄りの方がそういう経済被害に遭ったり、あるいは情報不足がゆえにいろんなトラブルに巻き込まれておられるというのも、この間私も弁護士会のシンポジウムに行きまして非常にそういった懸念を感じたわけです。

松前町はそういった高齢者に対しても、これだけ高齢者の高齢化率が高くなっているわけですから、そういったことに対しても非常に大きな方策をいろいろ考えていかなければならない時期に来ているということは皆さん周知だと思うんです。私は、その上に民生委員さんとか、それから実際に声がけをされている見守りさんとか、そういった方々の実際のいろいろな対応とかお声で出てきた問題とか、そういったことをタイムリーに相談したりお話ができて、そしてこれをまた方策に生かしていく、こういう流れを更に進めていかなきゃならないんじゃないかと思うんですが、そういった話し合いとかそういうネットワーク化というところについては、今の松前町ではどのような状況になっているでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 議員御指摘のひきこもりであったりとかふだん地域との関係がない高齢者につきましては、一般的に見守りの対象になつてれば見守り推進員が訪問した活動報告を毎月1回紙ベースでもらっております。それらを集まって、こういう傾向がありますよとかこういう問題がありますよというところについては、4か月に1回、見守り推進員の連絡協議会を行っておりますし、そこで報告して今後こういうところに気をつけた方がいいというようなお話をしておりますし、あと民生委員の定例会の中で行政側から必要があれば定例会の方で情報提供を行っております。

ただ、これにつきましても把握できている方が確かに対象でございます。以前にも、見守りの対象になっていない方だったんですけども、やっぱり見守りが必要だということが分かるのにかなり時間を要したということもございます。大抵そういった場合の情報というのは、地域であるとか御近所の方が心配をされて役場の方に連絡があつて役場が訪問し



て分かったというようなこともありますので、なお高齢に伴ってコミュニケーションが図りにくいというだけではなく、日頃から地域とのコミュニティを図っていただいて、一番地域の様子が分かるのは近所の方であったり各組長であろうと思います。そういった方から区長なり民生委員の方に情報を上げていただくとか、行政の方に情報を上げていただくとか、そういった形できめ細やかに対応していくことが今後必要になってこようかとは思っております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） どちらにしてもきめ細やかな対応というのがこれからも必要になってくるということだと思んですが、一つ昔では考えられなかったようないろんな新しい情報です、そういうリフォームのこととかいろんな知らない人が尋ねてきたりとか、そういうことの情報について、多分声がけをされる、そして更に多分いろんな行政の方から出ているチラシとかそういったもの、紙ベースも声がけもいろんな方面でそういった方々に対するアプローチはこれからも続けていただいて、そういった方々がそういった犯罪なんかには巻き込まれないようなことを町全体として、そしてまた今言われたように、地区の区長さんとかあるいは組長さんとか、その地域地域の皆さんのきめ細かなそういうような、そういった方々への対応がそういったところを一つ一つ救っていくのではないかなというふうに私は思いますので、その方面でも更に強めていただいて、情報についてはどんどんつなげていっていただきたい、これは私からお願いしたいと思います。

それでは、これについては以上でございます。

次に、子どもの健康について、ワクチン再接種の助成ということなんですが、自治体おのおのの特例的な扱いとなっていますので、今後の動向をお尋ねしたいと思います。

9月11日付けの愛媛新聞紙上で、松前町の子どもさんが骨髄移植後の免疫保全のための予防注射を再接種したときに実費全額補助されたという記事を読み、粹な計らいをされたなと感じたんですが、今後のことを踏まえ質問いたします。

今の法律、予防接種法に基づき自治体が全額負担する定期接種は期間延長ができてても再接種は自己負担がほとんどで、その額も数十万円するなど高額です。個人の負担が非常に大きいということです。このため自治体により対応も様々ですが、松前町は対象者が少ないこともあって、法整備も必要で時間もかかるため個別対応として補助する方針と決められておるようですが、今後もずっとこういう個別対応で考えていかれるのか、それとも時間が経っても国や県に向け要綱改定などを進めていく考えがあるのか、その方針について町のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

早瀬健康課長。

○健康課長（早瀬晴美） 子どものワクチン再接種の助成についてお答えします。

子どもの予防接種は、予防接種法で定められた定期接種を公費負担で実施しています。しかし、今回のように一度公費で予防接種を行った後、治療により免疫を失った場合、定期接種は1回しか認められないため、再接種を受けたい場合は自費となります。今回のケースは、医師が再接種を必要と認めたこと、また予防接種の目的である感染症の蔓延防止に効果が期待できることから、特例として接種費用の補助を行いました。このようなことはまれなため、要綱の制定については現在のところ考えておりません。ただし、同様の予防接種の再接種費用助成については、ホームページ等で広く周知をしていきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今のところ要綱改定などは考えていないということではあるんですが、いろんなパターンが考えられると思うんですが、このようにそれぞれのところで個別に対応していただいてその子どもさんたちがそれで救われるということで、非常に今回の件はスピーディーに対応されてよかったんじゃないかなと思うんですが、今後やはりこういった方がまれではあるかもしれないんですけど出てくる可能性はある。そういったことで、専門家のお医者さんにもちょっと聞いたんで、そんなにたくさんは出てこないとは言われたんですけど、何らかのそういう対応がいつもちゃんとできるということであればとても安心だという話はお聞きいたしました。

そのことで、今後国とか県とかも、今非常に難病に対してもいろんな考え方が変わってきているようなことでもありますので、引き続き要綱改定に向けて、もしそういう声があちこちの自治体で出てきているようであれば、連携してお願いできるようなことであれば、そういう機会に話を持っていけたらなというふうに私は思っておりますので、引き続き注視していただきたいなというふうに考えておりますので、これについての再質問はございません。

それでは、最後の質問でございます。

今回の松前町議会選挙について、選挙公報掲載の効果ととまらない投票率低下傾向への町の考えをお伺いしたいと思います。

先日行われた任期満了に伴う松前町議会議員選挙において、初めて選挙公報が新聞折り込みで町内に配布されました。これについては、私が12年前に初めての一般質問にて選挙公報の発行がないのでその理由を問うたところ、告示から5日間の中で発行しても期間的に短く周知する効果が少ないと、そういうことで費用対効果からいってもまだ時期尚早だというようなところ、それから周りの市町でもそういうようなことはやっていないというようなお答えをいただきました。だから、今のところ考えていないという回答だったんですが、それが今回は実施されると行政側の方から上程され、条例整備もされて大変喜んでおりました。

条例5条には、配布は選挙期日の前日までに配布するものとするということになっておりますが、少しでも早く、せめて選挙入場券発行後速やかに配布できればと思っておりましたが、今のように期日前投票がかなり増えている中では、余り遅いと、この効果が薄れます。選挙管に対しては少なくとも2週間近く前にはこの原稿について私たちは提出済みであったはずなのですが、なぜこのように、条例的には問題ないんですけれども、私たちの希望としては少しでも早くという気持ちであったところだったんですが、今後またじっくり検討していただければと思いますが、この点についての町の見解をまずお伺いしたいと思います。

それからもう一つ、投票率についても、前回は無投票でしたけど、今回は8年前の前々回に比べて平均的に10%ぐらい落ちております。もちろん県、国、市町、全国的にどの選挙も投票率が下がっておりますが、町議会というのは町民にとって一番身近なものです。このまま投票率低下の傾向に対し無策であってはならないと思います。若者に対して棄権しないための方策など思い切ってアイデア募集をしたり、今回の選挙についてアンケートをとったり、投票所の場所の検討とか、あるいは高齢者の足についても工夫や優しさのある方策など、いろいろ具体的な対策を考える時期ではないかというふうに考えます。町の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

大川選挙管理委員会書記長。

**○選挙管理委員会書記長（大川康久）** それでは、お答えします。

選挙公報については、投票の判断材料の提供や候補者の政見、公約の伝達を行い、投票率の向上につなげるため、昨年9月に県内の町では初めて選挙公報に関する条例を制定し、今回の町議選で初めて発行しました。

選挙公報の配布方法については、町内全域に迅速かつ経済的に配布できるのは新聞折り込みしかありません。選挙期間が5日間しかない中、選挙公報の原稿が確定するのは告示日の17時で、印刷に3日必要ですので、選挙公報の納品は選挙期日の前々日になります。その後、新聞への折り込み作業があるので、配布は選挙期日の前日となります。そこで、少しでも早く町民にお知らせする方法として、告示日の翌日に町のホームページで選挙公報のデータを掲載するほか、選挙公報の納品があった選挙期日の2日前に町の施設へ配置するなど、できる限りの対応をしました。配布時期の前倒しについては、先ほど述べましたように、配布までの工程を考慮すると大変困難と考えます。

次に、投票率向上の対策として、町選挙管理委員会では広報紙やホームページを利用して常時啓発を行っています。そのほかにも、投票率の低い若年層への対応として動画投稿サイトに期日前投票の手続を公開するほか、町内の高等学校へ出向き選挙に関する講座を

行うなど、選挙制度や投票参加の意義など啓発にも取り組んでいます。今回の選挙公報も投票率向上対策の一つとして発行したものです。

今回の町議選では、定数14人に対し18人が立候補したことから町民の関心が高まり投票率が向上するものと期待していましたが、投票率は58.36%で8年前の平成23年に比べて7.5ポイント低い結果となりました。このような結果を見ると、これまでの取組も投票率向上に対する決定打となっていないことから、もっと効果のある新たな啓発活動を模索するなど、今後も投票率の向上に向けて地道に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 選挙公報について、私も印刷に3日もかかるということはちょっと知らなかったんですけども、これが限界のところであるということなんです、技術的なもので少しでもこれが早くなるようなことを、今度はまた4年後になりますので、その期間を利用して是非広報が少しでも効力を発揮できるような形になればなというふうに感じております。

それから、投票率低下に対して、私も、先ほど課長が言われたように、14人が18人ということは住民の皆さんの興味とか、あるいは投票に対する考えが非常に高まっていたのではないかなということで、非常に楽しみにしていたのは事実です。ところが、実際ふたをあけてみると投票率は下がっていたということで非常に残念には感じたんですけども、これは私たち自身の、議員としてもっともっと皆さんに見てもらえるように議員自身も頑張らないといけないと思うんですけども、でも何かそのためにいろいろと方策を考えていただいた中がなかなかそれが十分に機能していなかったということだったんですけども、先ほど申しましたように、このまだちょっと熱いうちと言うたらおかしんですけども、実際に選挙に行ったか行かなかったかとか、それからそういうことを、住民の考えです、期日前投票に行ったか行かなかったかとか、そういうなんはデータで出るとしても、若者がなぜ棄権というかそういう状況になるのか、それは済んだすぐ割と近いところで何か聞けるようなアンケートをとると、実際のところの声を聞けたらもう少しそれに即した形でのヒントが得られるのではないかなという気がするので、その前に、投票の大切さとかいろいろとされたように言われておりましたが、それも大事なことなんです、実際の選挙の後がどうだったかということも私は大事ではないかなと思うので、是非何かそのあたりを、皆さんに声が聞けること。それからもう一つは、私すごく感じましたんですけども、高齢になっておられる選挙民の方が足がないとか、あるいはどうして行こうかと、気持ちはあるんだけど独居でどうしたらいいかなと。周りで、地区の方がそれだったら車出しますよとか、いろいろ声がけをしたりとか地区地区で工夫をされたりはしてたんですけども、なかなか遠慮されたりとかそういったところ、そのあたりも何かヒントがあるのでは

ないかなという気もいたしますし、エミフルなどで、これは一部の人が言われとったことなんですけど、エミフルみたいに買い物ついでに行けるような場所の設定とかはできなかったのだからとか、これは人員の配置とかいろいろと問題がございますのでなかなか軽々にはできないかも分からないんですけども、何かそういった声そのものが、皆さんの声がヒントになるのではないかなと思いますので、できればそういったことも検討していただいて投票率アップのための方策をまたプラス考えていただけたらなというふうに私は思いますので、そのことについて最後にもう一回課長にお聞きしたいんですけども、それについてはどうでしょうか、アンケート等については。

○議長（加藤博徳） 大川選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（大川康久） 議員がいろいろ御提案いただきました件につきましても、一部検討した件もございます。例えばエミフルの件に関しましては、置くという方法もあるんじゃないかという内部検討はしましたが、例えばエミフルの場合ですと、駐車場が大変広いというところで、そこに行くまでの歩いていく距離を考えると今の庁舎の方が短くて、足の悪い方につきましても庁舎の方が移動の距離を考えるといいのじゃないかというところで、今のところ庁舎の期日前投票所というところでおさまっているというところでは。

あと、終わった後の若年層に対するアンケート等というのも、マスコミの方で、これは町議選ではなくて全体的な国の選挙の中でいろいろとってるアンケート等も参考にはしてはいるんですけども、決定的な理由というのは余りなくて、そうすると政治への興味、関心、そういったところにも非常に大きな、そこに行こうという気が起こらないというところが。我々が行っているのは、選挙っていうのは権利の行使ですから、こういったことを行使していきましょう、皆さん、そういうところで事前にやっているのが今現状であるというところですので、そういった中でいろんなアンケート等を通してもし聞けるのであれば、そこにヒントがあれば、もちろんそこは次への対策として取り組んでいきたいとは思っておりますので、これを今後地道に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 是非地道に取り組んでいただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時44分 再開

○議長（加藤博徳） それでは、再開いたします。

4番曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 4番曾我部秀司、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、待機児童について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

今年の7月20日付け愛媛新聞に県内待機児童に関する記事がありました。この記事に関して2つお聞きします。

県内待機児童が2019年4月1日時点で103人、市町別では松前町36人、松山市33人、大洲市21人、砥部町13人でした。松前町は、前年同期ゼロ人からの増加に転じたということです。県内で松前町の待機児童が最も多く、松山市より3人多いだけと思いがちですが、松山市の人口は松前町の約16倍ですから、私はかなり深刻な問題だと思います。この待機児童が増えた原因を分析されたと思いますが、分析結果をお聞かせください。

また、その記事の中に、待機児童が増えたのは、松前町は新たな認定こども園の完成遅れが主な原因と書かれていましたが、その進捗状況をお聞かせください。

3つ目の質問です。

ここ数年、待機児童問題は解消されていないようです。平成31年度第1回松前町総合教育会議議事録の中に、平成28から平成30年度4月1日時点では待機児童はどの年度もゼロ人ですが、半年後の10月1日時点では平成28年度が15人、平成29年度が16人、平成30年度は45人、県の資料によりますと平成27年度10月1日時点が3人ということでした。ということは、年度当初は保育士配置基準ほぼいっばいで、年度途中の受け入れ枠がないということだと思われます。なぜ毎年毎年同じ繰り返しをしているのでしょうか。しかも、年々10月1日時点での待機児童は増えています。平成27年度以降、対策をとり、様々な取組を行ったことと思いますが、待機児童問題は解消されていない、その理由をお聞かせください。

最後の質問です。

目の前に迫った幼児教育・保育の無償化により、3歳児から5歳児の保育を希望する数は増えると考えられますが、無償化対象外のゼロ歳児から2歳児も増えると思います。そうすると、保育士の確保はもちろん考えていかなければならないことですが、待機児童が多くいるこの松前町で待機児童を解消し、幼児教育・保育の無償化による申込増に対応する保育士を確保することは非常に困難なことだと思われます。

また、保育所や認定こども園の新設も考えていかなければならないと思います。特にゼロ歳児から2歳児を受け入れる施設は少なく、既存の施設では対応できないのではないのでしょうか。町による保育所等の新設、民間の小規模保育事業や家庭的保育事業参入誘致、あるいは企業に対し事業所内保育事業への働きかけなど、施設に関しても考えていかなければならないと考えます。待機児童問題、そして幼児教育・保育の無償化を踏まえて、今後これらの問題に対してどのように取り組んでいかれるのかをお聞きします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 待機児童についてお答えします。

昨年4月の待機児童ゼロ人から本年4月の待機児童36人へ急増したのは、母親の就業率の上昇と幼稚園に入園させるよりも長時間保育が可能な保育所へ入所させたいと考える保護者が増えていることによる保育ニーズの増と、加えて保育士不足が原因であると分析しています。

なお、今年度は青葉幼稚園の認定こども園への移行による保育受け皿の拡大を見込んでおりましたが、開園が遅れたことにより受け皿の拡大ができず、結果として待機児童36人となったものです。青葉幼稚園の新築工事の進捗状況につきましては、計画どおり工事を進めているとの報告を受けており、今年度中に完成の予定です。

ここ数年、年度途中に発生している待機児童の原因については、ゼロ歳から2歳までは受け入れ人数を超えた申し込みになったこと、3歳から5歳までは保育士不足が原因となっています。先ほど藤岡議員へ答弁しましたとおり、幼児教育・保育の無償化により今後の教育、保育ニーズがどのように変化するか注視して、状況を把握した上で具体的対策を検討していきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、認定こども園の遅れ、青葉幼稚園について再質問させていただきます。

今年度、二名保育所が閉園になります。そうすると、青葉幼稚園が認定こども園として来年度出発しても、私立を含めた松前町全体で見ると受け入れ人数は減るのではないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 青葉幼稚園の認定こども園化に伴いまして、認定こども園のうちの保育に係る受け入れ量は定員は75名です。それに対して現在二名保育所に通っている子どもは35名程度ですので、受け入れ人数としては40名程度増えるというふうに見込んでおります。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、答弁にもあったんですけども、保育士不足について再質問させていただきます。

平成30年9月松前町議会定例会会議録、9月10日、一般質問の答弁の中に、恒常的な保育士不足の脱却糸口についてお答えしますということで、その答えの中に、学校や幼稚園で実施している学校生活支援員と同様に保育士をサポートする支援員を保育所にも配置で

きないか検討しているところです、また保育士確保のために、乳幼児を持つ保育士が町内で保育士として働く場合にはその子どもを優先的に町内の保育所に入所させることとすることにより、保育士の職場復帰促進を図る方策を検討しているところだとありました。その2つあるんですけれども、検討し取り組んだことについてお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） まず、支援員の件につきましては、制度としては支援員という名目ではございませんけれども、現在各保育所にパート事務という名前で職員を配置しております。このパート事務の職員が、保育の手伝いであったり準備であったり、場合によっては給食の手伝い、そういったもので全般的に支援をしております。この数を全体では2名、今増やしておる状況でございます。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午前10時54分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

○保健福祉部長（大政哲志） 保育士を入れることによって松前の保育所に優先入所をとるかどうかなんですけれども、まずパート保育士については、それを入れることによって受け入れが増えるということであれば優先入所をさせておりますけれども、現実的に言いますとパート保育士では受け入れ人数は増えないということで、その場合は優先入所をさせておりませんが、常勤の臨時職員を入れることによって受け入れ人数が増えるということであれば、そちらの方の子どもを町内の保育所に優先入所させるようにはしております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら、優先的に町内の保育所に入所させるというのは、現実的には余り出ていないことですか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 今年度については、1名優先入所をさせた経緯はございません。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） 保育士不足についてですけれども、ホームページにありましたが、2019年5月28日更新の中に保育士の募集がありましたが、募集状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） 現在10名の応募が来ているということを聞いております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。



○4番（曾我部秀司議員） 先ほど10名ありましたが、今後採用されて、先ほどありましたように、例えば保育士の方で優先的に入所とか、そういったことも出てくるのでしょうか。

○議長（加藤博徳） 山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） その方がお子さんを保育をされているという状況であれば、その方に対して状況を見ながら先ほど言ったような形で優先的に入れることは可能だとは思っております。

○議長（加藤博徳） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 先ほど部長が答弁いたしました対応策、子どもさんがおられて松前町に希望した場合に優先的に入れて確保するというのはあくまで臨時保育士の確保策であります。今、議員がおっしゃられました分は職員として正規採用する職員の募集状況でありまして、それにつきましては当然のことながら試験をいたしまして優秀な職員を確保したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） よく分かりました。

それでは、保育士不足についてまた再質問させていただくんですけども、平成30年9月松前町議会定例会会議録、9月4日の文教厚生常任委員会研修会報告で、千葉県船橋市と東京都杉並区における保育士整備対策について視察報告がありました。船橋市の保育士確保の取組は9項目あり、1項目めは保育士の処遇改善で市独自の補助として市立幼稚園を対象に給与の上乗せ、臨時保育士の賃上げ、公立保育園常勤保育士の採用増、2項目めには保育士宿舎借り上げ事業、3項目めは保育士養成就学資金貸付事業、4項目めは保育士確保キャラバンの実施、5項目めは私立保育園合同お仕事相談会の実施、7項目めは保育職場復帰支援実習、8項目めは保育士就業継続支援研修、9項目めは保育士の子ども優先入所ということです。

9項目めの保育士の子ども優先入所は先ほどの質問にありましたが、それ以外の8項目の中で実際に取り組んでいる項目はあるでしょうか、あるいはこれから取り組んでいこうと考えているものはあるでしょうか、お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 船橋市の状況と松前町の状況なんですけども、まずは松前町独自で行う事業と愛媛県県社協が中心に社会福祉関係の職員の受け入れを拡大するという事業がありまして、松前町独自で行っているということになりますと、まずは保育士の処遇改善でいきますと、臨時保育士、パート保育士、こういったものの賃金の値上げは行っておりますし、常勤保育士の採用増も毎年計画的に採用をしております。宿舎の借り上

げ事業ということは、船橋ではやっているようですけども、現実こちらの方で松前町外の方でこちらの方で家を借りて保育士になるというような希望はございませんので、こういったものは行っておりません。保育士の確保キャラバンということなんですけども、こちらの方は愛媛県全体の保育士確保のために就職セミナーというものがあまして、松前町立の保育所の方がそちらの方に参加をしておる状況です。それと、保育士の職場復帰支援、こちらについても、先ほど申しましたとおり、これは松前町独自ではなく愛媛県の社会福祉協議会、こちらが中心の方で行っております。主にはそういったことで回答させていただいたと思います。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） ありがとうございます。

年度途中の募集も10名ほどいたそうですし、いろいろな取組をされているみたいですのでこれから保育士の数も増えるのかなと思うんですけども、愛媛県の保育士、保育所、支援センターとか愛媛県の福祉人材センターとも連携をとり合って、よりよい人材の確保に努めていただきたいと思います。

最後に、今後の取組について再質問させていただきます。

今年度6月松前町議会定例会会議録、6月17日、一般質問の答弁に、現在民間の小規模保育事業者が開園準備中であり、認可に向けて協議をしているところだとありました。その後どうなっているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 民間の小規模保育事業者なんですけども、協議を続けておりましたけども、最終的に施設の整備が基準を満たしていないという判断をいたしまして、9月12日付けで不認可ということにしております。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） もうそしたらこの件はなくなったということで、新たに認可外保育園とかこども園とか、そういったところの申請とかはないんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 現在なところ、具体的な相談例はございません。

○議長（加藤博徳） 曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） それでは、最後の今後の取組について別の点から質問させていただきます。

今年度6月松前町議会定例会会議録、6月17日、一般質問の答弁に、3歳児から5歳児の入園については、今多くの3歳児から5歳児の方が幼稚園、保育所、認定こども園に通っていますので全体の総数が大きく増えるとは見込んでいませんが、幼稚園から保育所を利用するだとか私立から公立とか、そういったところがどうなるのかが見込めないという

ところで、今年子ども・子育て支援事業計画を策定しますけれども、そのアンケートの際に保護者に向かって無償化になったときどうするかという質問もしていますけれども、まだその集計ができておりません、その集計と10月から申し込み、ここにどういう差が出てくるのかというものを含めて注視していきたいと考えていますとありました。10月からの申し込みならば、無償化になったときどうするか、そのアンケート結果、集計ができています。集計結果から今後どのような方向性でいくのか、例えば町立幼稚園を認定こども園に移行するとか、そういったアンケート結果からの今後の方向性をお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 集計結果については担当課長の方から説明させますけれども、今年度の申し込みについては、町立幼稚園、こちらは9月の申し込みでございます。町立保育所は10月からの申し込みで今年の受け付け状況というのはまだ集計ができてませんので、乖離というのはなかなか比較は難しからうと思っておりますけれども、傾向としては町立幼稚園の入園申し込みは昨年度より減っている状況というのはございます。そうした中で、今後幼稚園から保育所への移行というのはある一定、幼稚園だけ見ますとあるのかなとは思っておりますけれども、それに関して今現在教育委員会も含めて子どもの在り方というのを検討しているということで、まずは1回目の会合を行いますので、その中で具体的に検討もしてまいりたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 今の、あと課長の方、よろしいですか。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） すいません、集計結果が今手元の方にございませんので、準備させていただけたらと思っております。

○議長（加藤博徳） 後で、そしたら見せていただいたんでよろしいですか。

曾我部秀司議員。

○4番（曾我部秀司議員） そしたら、また後ほど教えていただけたらと思っております。

最後の再質問です。

松山市のホームページに待機児童解消に向けてのページがあります。御覧になった方もあると思われるんですけども、そこには待機児童の推移と待機児童解消に向けた取組10項目が分かりやすく載せられております。

私は、松前町における待機児童というのは緊急を要する課題、問題じゃないかと考えております。私だけでなく、該当のお子さんを持たれている保護者もそうだと思います。逆に、松前町には待機児童はいないと思われている町民もいることだと私は思います。だからこそ、情報公開をすることで町民に松前町の待機児童の実態や解消に向けた取組を知らせ、待機児童問題に関心を持っていただくためにも、松山市のような待機児童解消に向け

てをホームページに上げてほしいなど考えております。

そのページを上げると、もし待機児童が増えた場合、解消に向けて取組がなされていなかったりする場合、町民から指摘をされるので町がこの問題により前向きに取り組もうと、やらなければならないという覚悟を持って取り組み、そういったことが期待されると思うのですが、今言ったような、松山市にあるような待機児童解消に向けてのホームページを上げるよう、どのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

**○議長（加藤博徳）** 今のことについては通告書にはないんですが、答弁ができるようであれば。

大政保健福祉部長。

**○保健福祉部長（大政哲志）** 松山市のホームページを見させていただきました。松前町、現状としては出しておりませんが、保護者に一定こういうことが有効であれば、今後検討して載せるべきところは載せていきたいなと思っております。

**○議長（加藤博徳）** 曾我部秀司議員。

**○4番（曾我部秀司議員）** 是非前向きに検討していただきたいと思っております。

最後に、5つのまちづくり推進の2つ目に安心して子どもを生み育てられるまちづくりを上げております。ホームページにも子育て関連総合窓口に「安心して子どもを生み 子育てしやすい町をめざして」とあります。その言葉の下にみんなが笑顔のイラストがあって、吹き出しの一つに「子どもを預けたい」とあります。保育を希望している全員が安心して受け入れられることができるようお願いいたします。経費のかかることで早急の解決は難しいことではありますが、短期的プラン、中・長期的プランを再度立案し、この待機児童問題を解消いただきたいと思っております。中・長期的プランとは申しましたが、保護者にとっては目の前の現実、保育所等に入れた入れなかったということを見ている、そのことを忘れずに取り組んでいただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（加藤博徳）** 今のは意見としてお聞きしとったんでよろしいですか。承知しました。

曾我部秀司議員の一般質問を終わります。

3番渡部恵美議員。

**○3番（渡部恵美議員）** 議席番号3番渡部恵美が、議長の許可をいただいて、一般質問を行います。初めてでとても緊張しておりますが、御答弁よろしくようお願いいたします。

それでは、通告書に基づき、各項目ごとに一問一答でお願いいたします。

まず初めに、1項目の施設の再利用、福祉事業についてお尋ねします。

長年地域の保育を担ってきた、先ほどから名前が挙がっております二名保育所が、園舎の老朽化と耐震基準を満たしていないため、現在受け入れ園児の卒園と同時に閉園するこ

とになっています。閉園後の跡地利用の計画はございますか。お願いします。

○議長（加藤博徳） その後、もう一丁、園児の。

○3番（渡部恵美議員） もう一つ続けていいですか。

○議長（加藤博徳） ちょっと待って。一遍そんなら座ってください。着席してください。

理事者の答弁を求めます。

山田福祉課長。

○福祉課長（山田 運） それでは、施設の再利用、福祉事業について、二名保育所の閉園後の利用についてお答えします。

二名保育所は、耐震性が低く、補強工事をして耐震性を確保できない建物であることから、閉園後は取り壊す方向です。敷地を含めた跡地利用については、地元や関係団体の要望を考慮して庁内で協議したいと考えています。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 閉園とともに園児たちの元気な声が聞こえなくなると思うととてもさみしい気持ちになります。地域の方々も跡地利用のことについては非常に関心が高く、児童館や地域のコミュニティとしての活用はできないものかとの声をよく聞きます。特に児童館は、ゼロ歳から18歳までの子どもたちへの子育て支援の場であり、大人までもが集う場所でもあります。少子・高齢化、人口減少が進む現在、安心して子どもを生み育てることができる地域づくり、そしてみんなで支え合う地域づくりを実現できるよう、再利用について本気で一生懸命御検討願えませんか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 跡地利用については、先ほど議員がお話があったようなことも要望を受けておりますし、ほかの要望も地域の方から出ております。そういった声を聞きながら、あの地域にとってどういった使い方がいいのかというのを具体的には今後検討はしていきたいとは思っております。

ただ、児童館というお声がありましたけども、児童館については松前町内狭い地域でございまして、各校区に整備をするという方向になるのか、周辺の地域の方に大型児童館もありますので、そういったことの視野も含めて、将来の大きな課題としてこの跡地利用だけではない方向では考えていきたいと思っておりますけども、今優先順位としては待機児童の問題がありますので、児童館の方が優先順位としては高くはないというか、優先的には低いというふうに思っております。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。

それでは、待機児童の問題が片づいた後で構いませんので、またこちらの方もどうぞ前

向きに御検討よろしく願いいたします。

次に、2項めの設備の充実、ホッケー場の付帯設備についてお尋ねいたします。

2016年、プレ国体の全日本社会人ホッケー選手権大会、翌年、2017年にえひめ国体のホッケー競技を開催するに当たり、この松前町に日本ホッケー協会公認の人工芝競技場を設置し、両大会とも成功裏に終えることができました。大会出場の選手、監督、そして応援にいらした全国の皆さんからは、松前町の方々から熱烈な応援と、そして心のこもったおもてなしへの感謝の言葉をたくさんいただきました。そして、ホッケー場のブルーの人工芝を絶賛していただきました。スタッフの一員として参加した私もとても誇らしく、本当にうれしい気持ちでいっぱいになりました。

国体後、ホッケー競技の普及と強化のため、小学生のスポーツ少年団の結成、中学、高校の各種大会の実施、県外の高校、大学、社会人の合宿の誘致、そして海外、オーストラリアチームと地元の中高生とのホッケーを通じた国際交流を行いました。今年2月には、オリンピックを来年に控えた日本代表チームの強化合宿を実施することもできました。このような中で、残念なのはホッケー場にはトイレと倉庫があるのみで更衣室やシャワールームなどの設備が整っていないということです。利用いただいた方々からも、早くこのような設備が整うといいねっていう声をたくさんお聞きしました。ホッケー場を有効的なものにするためには、クラブハウス等の付帯設備が欠かせないと考えております。付帯設備の計画についてお考えをお聞かせください。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） ホッケー場の付帯設備の整備についてお答えいたします。

松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場は一昨年のえひめ国体において本町がホッケー少年男女の開催地となったことを契機に整備したのですが、えひめ国体終了後においても、このホッケー場を生かすため、町ではこのホッケー場を活用してホッケーのまちづくりを進めているところであります。議員お話しのように、各種大会や強化合宿を誘致したり、県外から強豪チームを招きホッケー教室を開催したりするほか、町内の子どもたちにホッケーの普及を図り、底辺の拡大にも努めているところであります。その一環で、今年3月には近隣5県の男女11チームによる中学生ホッケー交流大会、まさきカップを立ち上げたところであります。現在では、年間延べ1万人がこのホッケー場を利用している状況です。

また、このホッケー場は県内で唯一の日本ホッケー協会公認の人工芝ホッケー場で、全国トップクラスの良質のピッチであることから、男子ホッケー日本代表サムライジャパンの2020年東京オリンピックに向けた強化合宿や神戸大学男子ホッケーチームの強化合宿が実施されるなど、知名度も上がってきていると感じています。

このような中、ピッチは最高だが全国規模の大会を開催するには付帯設備が不十分であ

るという声が上がっています。必要とされる付帯設備としては、クラブハウスや夜間照明、ビデオタワーや自動散水設備、観客スタンドなどが挙げられています。今後更にホッケーのまちづくりを進めるためには、将来こうした付帯設備が必要であると考えており、財政状況の厳しい中、整備のための財源確保の方法として企業版ふるさと納税などを活用することができないか検討しているところです。

以上です。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 御答弁ありがとうございます。よく分かりました。

本当に財政厳しい中だとは思いますが、あのすばらしいホッケー場がどんだんどん全国、そして世界中の有名な競技場として飛躍できることを心から祈っております。

この夏、まさきーいいとこみつけ隊が企画実施した松前町内をめぐるサイクリングコースにホッケー場を入れていただきました。そして、参加の皆様にもホッケー体験をしていただき、とても楽しかったと言っていただきました。今後ともプレーヤーのみにならず、選手の皆様のほかに、町民の皆様にももっともっとホッケーの楽しさと魅力をお伝えし、ホッケー場が明るく元気なまちづくりの一翼を担う施設になることを切望しております。いよいよ来年は東京オリンピックです。是非ホッケー日本代表チームのオリンピック直前合宿を誘致していただき、町民の方々と触れ合いの場を設けていただきまして、皆さんとともに日本代表チームを応援したいと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 議席番号2番西村元一が、議長の許可をいただきまして、一般質問を行います。初めてで聞き取りにくいところもございしますが、納得いく御答弁をお願いいたします。

それでは、通告書に基づき、各項目ごとに質問いたします。

第1項目、2つの質問にお答えをお願いします。

第1、町道西古泉筒井線について。

その1、想い通りからエミフルまでの町道西古泉筒井線の総予算額は。工事費と土地買収費と完成予定日は。

2、北伊予自由通路は。

1、北伊予自由通路の設置費用は幾らか、松前町の負担額は幾らか。

2、エレベーター設置費用は幾らか、松前町の負担額は幾らか。

③、年間の雑費費用は幾らか、松前町の負担額は幾らか。

4、自由通路を利用すると思われる対象人数は幾らで、1日の利用者数は何人と想定し

ているか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 西古泉筒井線についてお答えします。

町道西古泉筒井線は、市街地の渋滞緩和と今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の大災害に備え、町道筒井徳丸線から指定避難所である松前公園体育館までの避難路及び緊急輸送路として整備を進めているところであります。町道西古泉筒井線の整備に係る総事業費は13億3,000万円を見込んでおり、費用の内訳は、測量設計費5,156万円、工事費6億3,583万円、用地補償費6億4,261万円となっております。なお、工事は令和3年度中の完成を目指し努力しております。

次に、北伊予駅自由通路は、JR予讃線による地域分断の解消、駅周辺住民の利便性の向上や安全性の確保を目的に整備を進めているところであり、今年度中の完成を目指し努力しております。

北伊予駅自由通路の整備に係る総事業費は4億5,000万円を見込んでおり、本町の負担額は1億2,400万円となります。このうちエレベーター設置費用は現時点で1億1,566万円を見込んでおり、本町の負担額は2,603万円となります。また、年間の維持管理費は、エレベーター及び照明施設の電気使用料並びにエレベーターの保守点検管理費として約250万円を見込んでおり、全額本町の負担となります。

最後に、北伊予駅自由通路を利用する対象人数及び1日の利用者数については想定しておりませんが、北伊予駅自由通路が完成すると地域間の移動距離が短縮され、郵便局やJAを利用する方、また子どもたちの小・中学校への通学など有効に利用していただけるものと考えております。また、北伊予駅の1日の乗降者人数は約500人であるとJR四国から聞いており、多くの方が自由通路を利用するものと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今、1の問題について、南海トラフの避難道路と聞きましたが、もっとほかの場所につくるところがあるんじゃないですか。津波はどっから来るんですか。

○議長（加藤博徳） 津波はどっから来るんかという御質問でしょうか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） はい、そうですが。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 津波ですので、海の方からやってくると思います。



○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それならば、もうちょっと違う場所に避難道路を先につくるべきじゃないですか。こっちの方は高台になっとります。海の方が、要するに避難道路をつくるに当たって、早目につくらないかん、これはもう前町長白石さんが町長選に立候補したときに公約に掲げとる問題だと思うんですが、新立、本村、そういうところに先に避難道路をつくらないかん問題じゃないですか。どうでしょうか。

○議長（加藤博徳） 暫時休憩します。

午前11時28分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 西古泉筒井線の整備の状況なんですが、市街地の渋滞緩和と今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震等の災害に備え、町道筒井徳丸線から指定避難所である松前公園までの避難路及び緊急輸送路として整備を進めているということで、松前町にとっては重要な道と考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今言われましたが、松前港からこの体育館にどういう道があるんですか。避難道路がありますか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長、ちょっと勘違いしとったようなんですけども。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 先ほどの私の答弁のところで、松前町では重要な道ということをつくっているという答弁をさせていただきました。

それと、先ほど言われた松前港から公園の避難路ということなんですが、県道八倉松前線が考えられると思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 松前、新立、本村はどこに避難場所があるんですか。小学校やないんですか、新立地区は、松前の。ということは、松前の新立地区には避難道路がないんです、松前の。何でここに避難道路をつくらないかんのか、高台に。低いところに先につくるんが最初やないんですか。

○議長（加藤博徳） 西村議員、今の御質問は総予算金額と工事費と土地買収の時期と完成時期というふうなことでありますので、ちょっと通告書からずれてると思うんですが、その内容につきましては後でまちづくり課の方に聞いていただくか、もしくはその詳細に

ついてもう一度12月の一般質問で聞いていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

ほったら、次に行きます。

○議長（加藤博徳） お願いします。

○2番（西村元一議員） 2項目は時間の都合で取替えてもらいまして、6項目の松前漁協への補助金についてお伺いいたします。

1、松前漁業協同組合に平成……。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員、すいません、今の北伊予自由通路についてはございませんか。

○2番（西村元一議員） ええですよ。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

○2番（西村元一議員） もう……。

○議長（加藤博徳） 北伊予自由通路の方についての再質問はよろしいですか。

○2番（西村元一議員） 構いません。

○議長（加藤博徳） 分かりました。

○2番（西村元一議員） 続けます。

2項目に移ります。

松前漁協への補助金について。

1、松前漁業協同組合に平成16年度まで松前町産業課より毎年200万円の補助金があったが、平成16年以降廃止となった理由は。

2、環境整備の中で、港湾整備事業や廃船処理補助事業も平成16年度以降進んでいないが、そのわけと今後の対策をお願いします。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 松前町漁協への補助金について答弁いたします。

議員御指摘の補助金は、松前町水産振興対策の一環として松前漁協の運営経費に対して町が予算の範囲内で平成16年度まで交付しておりました。ところが、本町が市町村合併ができず単独のまちづくりを進めざるを得なくなったこと、また国の三位一体改革に伴う国庫補助金や地方交付税の削減により町財政に大幅な財源不足が生じることが見込まれたことから、住民サービスの維持と健全な財政運営の両立を目指すため、平成16年度に行政改革を実施し、これまで補助していた松前漁協への補助金を含め、全ての補助制度について抜本的な見直しを行いました。

この行政改革における補助金の見直しにおいては、既存の枠組みや考え方にとらわれる

ことなく白紙の状態からゼロベースで検討した結果、松前漁協の運営経費に対する補助金はその交付開始から14年が経過しており、また松前漁協は自立して運営できる団体と認められたことから、平成17年度以降この補助金を廃止し、松前漁協が取り組む事業に対し必要に応じて補助することとしたものです。

なお、この行政改革において、16件の補助金を廃止し、5,600万円の経費を削減いたしました。

以上の経緯で松前漁協の運営経費に対する補助金については廃止しましたが、漁業環境の整備や漁業経営体を育成、確保し水産業の振興を図るため、平成20年度以降は松前漁協が実施する漁場施設の整備や松前港まつり、ハモを活用した地場産業の振興事業等のほか、新規漁業就業者の定着促進に係る事業について補助金を交付しております。

次に、松前港における港湾整備事業につきましては、港湾管理者である愛媛県が実施しております。今年度は港湾に堆積している土砂のしゅんせつ、また今後は東レ前護岸の改良を予定していると聞いていますが、関係者から松前港の整備について要望があれば、内容を検討した上で愛媛県に対して要望を行っていきたいと考えております。

沈没船の処理事業の補助金については、松前漁協が事業主体となって実施した同事業に平成4年度と平成12年度に補助金を交付しています。平成13年度以降については、松前漁協が同事業を実施していなかったため補助金は交付しておりません。本来沈没船の処理は基本的に所有者が行うべきものと考えていますが、沈没船処理に係る費用が高額であることから処理が進まず、沈没船を放置している状況が見受けられます。町としては、放置している沈没船の解消に向け、港湾管理者である愛媛県に対し港湾施設を良好な状態に維持するよう沈没船の撤去を求めてまいります。なお、松前漁協が水産業の振興を図る上で早急な対策が必要と考えて沈没船処理事業を実施するのであれば、その事業費に対する補助について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 要するに、産業のために松前町は漁協に対して補助金を出したんですか。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 漁協の運営に関しての補助金は14年間出しておりましたが、14年間出していた結果、漁協自身が自立してこれから運営を行える団体と認めましたので、運営に対する補助金は廃止しました。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それなら、農家もとめないかんのやないですか。

○議長（加藤博徳） もう一回、西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 産業のために補助金を出さんのやったら、農家の方にも補助金を出さんようにせないかんのやないですか。私は、いつか分からんのやけど、まさき広報で川には2,000万円の補助金が出とることを把握したことがあるんですが。それは、何のための補助金ですか。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください。  
暫時休憩します。

午前11時38分 休憩

午前11時38分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

漁協に対しての御質問だと思うんです。よその、農業の補助金のお話を今されたんじゃないかと思うんですが、農業に補助金を出しているかどうかという話は今即答できないと思うんですが、漁協に対しての補助金がなくなったということに対しての御質問と解釈してよろしいんでしょうか。

○2番（西村元一議員） そうです。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） そうです。要するに何のための補助金か、今まで14年間出してきた、問題が出てないでしょ、答えが。産業のためですか、それとも何のための補助金が14年間は出よったんですか。それならば、農家もとめないかんのじゃないですかということと言よんですが。産業のためやったら、農家も産業のために今補助金が出ようんですが、それもとめてください。

○議長（加藤博徳） 農家という言葉が出ましたが、農家じゃなくて農業ということだろうと思うんですが、そういう解釈でよろしいんでしょうか。

○2番（西村元一議員） はい、すいません。

○議長（加藤博徳） ということでありますが、松岡産業建設部長、何かございますか。  
松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 先ほど申し上げましたように、漁協に対しては14年間運営するための補助を出しておりましたが、平成20年以降は運営の補助じゃなくて漁協が主体となっていく事業に対しての補助を行っております。14年間補助を出しておりましたので、その費用において運営形態がちゃんとできたものと判断しましたので運営に対する補助は切りましたが、漁協が主体となっていく事業に対しての補助は現在も続けております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 事業というのは何ですか、意味は。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 14年間の補助は、用途は限られておりませんでした。漁協の運営に対する、おそらく、例えば給料とか運営費用とかに対しての補助をしておりましたが、14年間続いた補助によって漁協自身が運営そのもの自身をちゃんとやっつけていける団体というふうに判断しましたので運営についての補助は削除しましたがけれども、漁協自身が主体となって行う事業、例えばハモを切る機械とか、水槽とか、漁協自身の建物の改修に対する補助については今まで、平成20年度から去年度までは補助を続けております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今、補助金を14年間出して、その後運営がようになったということを知ったんですが、ハモとか、それは事業に対して半分出してくれただけであって、全額出しとんじゃないんです。その200万円のことを聞きよんです。ハモとか、あとの事業費とかというのは二の次やと思うんです。その200万円の回答は一つも納得いく回答ができんけんこういう問題を言よんですが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 補助金というのは、事業主体が自分たちが行う事業に対して一定の公益目的が考えられる場合に一定の額を町が助成するというのが補助金であります。

かつては、それぞれの団体の経営などが脆弱な場合に、運営そのものに対して、その団体や組織を維持していくために必要な経費についても補助をしていた時代がありました。それは、その団体をずっと続けていっていただかないかないという必要性のもとに、そういう運営費に対する補助というのをずっとやっていた時代はありました。ところが、財政事情が厳しくなる中で、それぞれ自分で組織を維持できる団体については自分でどうぞ運営してくださいということで、運営費補助についてはやめました。

そういう考え方の中で、この行政改革の時代に、漁協についてはもう既に自分自身がこれから自立してやっつけていける団体であるという判断のもとに、運営に対して、つまりその組織を存続するための補助金については廃止。そのかわり、その団体が、漁協の場合であれば水産業を振興するために一定の事業を行う、例えばハモの骨切り機を導入してハモをもっと生産するようにしたい、あるいは漁協の建物が老朽化したので直したいとか、そういうような事業を行う場合においては、水産業振興のために必要であるとするならば、それに対して補助をするということはあるわけですがけれども、全額補助とするということは今はありません。基本的には事業主体が自らやるところに対して一部を補助する。その一部の場合に、多くの場合は3分の1とか4分の1とかというのが通常ですけども、場合によっては2分の1というのはありますけれども、少なくとも2分の1を超えるような補助は今ほとんどやっつけておりません。そういうことで、運営費補助を廃止して、事業をやっつけていくものに対する一部事業に切りかえていると。

農業についてしてるやないかというお話がありましたけれども、農業に関してもそれぞれの事業に対して一部補助をしているだけであって、運営費に対する補助をしているものはありません。

以上ですので、御理解ください。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ということは、200万円が全額やなくて一部のあれやったら出すんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今申し上げましたように、組織を維持して、組織が存続するための経費についての補助はしておりません。それが運営費補助という補助なんですけれども、それはしておりませんから、運営費だけに対して、つまり具体的な事業がない、法人がかかる費用を補助しますという、そういうような補助は今はやっておりませんから、今は200万円というのは対象にならないということになります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

次、3項目に入ります。

水害対策について。①大雨が降るたび避難したり土のうを積んで災害に対応している地区があるが、今までどのような対策協議会を実施してきたのか。②平成16年に発生した松前地区の水害対策として、前町長がいづみ電気さんのところから今の伊藤忠商事さんのところまでトンネル工法で排水施設をつくるとの説明を松前漁協に来て説明しましたが、その後の事業経過の進展は。③今の伊藤忠商事の前の貯水池は県の管理だと思いますが、県の管理だから松前町は知らんふりですか。今の状況を知っていますか。

以上。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

升田副町長。

○副町長（升田年紀） それでは、水害対策についてお答えをいたします。

本町の長尾谷川河口部周辺では、潮位が高い時間帯に強い雨が重なった場合には自然排水ができなくなり、一部排水ポンプで海へ内水排除をしています。ポンプ能力が十分でないため、地盤が低い箇所では内水氾濫が発生し、土のうを積んで浸水被害の軽減を図っています。このような中、長尾谷川河口部周辺の内水を海に放流するとした抜本的な対策ではありませんが、経済的に許される範囲内で、段階的な被害軽減対策として老朽化した排水ポンプの更新を行ったほか、筒井地区で排水路の断面拡幅工事に着工する予定です。

次に、トンネル工法による排水施設の事業計画についてお答えをいたします。

この公共下水道事業の雨水計画は平成20年2月に愛媛県知事の認可を得たもので、事業

内容は、長尾谷川河口部周辺の内水を海に放流するための江川雨水ポンプ場の建設と水路や管渠など、関連施設の整備です。しかし、これらの事業を行うためには、現在の試算で全体事業費が約56億円と莫大な費用が必要となることから、事業の実施に至っておりません。なお、この公共下水道の雨水計画については、筒井地区の浸水対策事業や近年の豪雨や台風による災害状況などを踏まえながら、区域や整備内容を見直した上で事業費の削減を図るとともに、効果的で実現可能な計画に改め、今後雨水対策を実施していきたいと考えています。

次に、江川遊水池は愛媛県が管理する施設ですが、現在アシが多く繁茂している上に堆積したヘドロから悪臭が発生しています。このため、付近の住民からヘドロの除去について町に要望が寄せられていることから、管理者である愛媛県に対してヘドロの除去について再三にわたり要望を行っていますが、実施に至っておりません。町としましても現状を把握しておりますので、住民からの要望が実現できるよう、これからも愛媛県に対して強く要望していきたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりましたが、①大雨が降るたびに避難しているこの地区は把握しとんですか。

○議長（加藤博徳） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 毎回ということではないんですけれども、被害が発生すればその状況は確認しております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 何年続いとりますか。

○議長（加藤博徳） 升田副町長。

○副町長（升田年紀） 毎年発生しているわけではありませんけれども、直近であれば一昨年の台風18号ですか、あのときが被害が大きかったというふうに思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 18年と今言いましたが、18年間役場の職員が土のうを積んだり、終わったら消毒したりしよります。そういう費用のことを考えたらもっといい対策があるんじゃないんですか。

○議長（加藤博徳） ちょっと今待ってください。西村議員が言われた18の数字というのは合ってますか。

（2番西村元一議員「18年言うた」の声あり）

台風18号と。

（2番西村元一議員「台風18号ですか、18年というて聞こえま

した。耳が遠いんでもうちょっと大きい声で」の声あり)

18号ということによろしいですか、今の答弁。

西村元一議員。

○2番(西村元一議員) いや、雨が降るたんびに土のうを積んだり避難したりしよる地区があるでしょ。役場の職員が土のうを積みに行ったり、解除したら消毒したりしよる場所があるでしょうが、それを聞いたんです、今。それが何年続いとりますかということを知りたいんです。台風のこと聞いてません。

○議長(加藤博徳) 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

○議長(加藤博徳) 再開します。

升田副町長。

○副町長(升田年紀) 何年続いているかということなんですけれども、これについてはいつから発生してというのが分かりませんので、何年かというのは分かりませんが、先ほど一番最初に御説明しましたとおり、潮位が高くて豪雨が降るような場合には続いております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) だから、ほやけん、その対策をもうちょっと早く、夜も眠れるような地区にしたらどうですかということを知りたいんですが。協力をお願いします。

○議長(加藤博徳) 升田副町長。

○副町長(升田年紀) それにつきましては、町としましては、近年土川、早船川に設置しております川の流れの排除のためのポンプの改修を行っております。それとあわせて、筒井地区については浸水被害のシミュレーションを行った結果、一部断面不足の川があるというふうな結果が出ておりますので、先ほど御答弁しましたとおり、その断面改修をすることとしております。

○議長(加藤博徳) 西村元一議員。

○2番(西村元一議員) それでは、伊藤忠商事のところに草がいっぱい生えとんです。あれが町道の方に垂れかかるとる。それと江川団地から出る車があっこのカーブのところで、木々が多いんで見にくい、事故をしかけるとる。ほって、1台車がとまったままのところもあるんで、あっこが特に見にくくなつとんですが、何か対策はないものでしょうか。県と相談してもろうたらと思うんですが。

それと、その前の道なんです、ダンプがよう走りよります、ミキサー車も。ほで、子どもの通学路になつとります、永井のお好み屋のところが。要するに、朝早くダンプとかミキサー車が通ったら、子どものちょうど通学路で、点滅の信号はあるんですが、よう飛ば



しとりますが。ほって、道があっこ悪いんで、近所の人が、がたがたというんでどうにか道を直してくれんかということ、これちょっと違う問題やけど、意見として言いたいんですが。

○議長（加藤博徳） 今のは3番目の貯水池の関連ということでしょうか。

先ほど理事者の方から答弁があったと思うんですけど、関連して草とヘドロと、要望についてという話だったと思うんですけど。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 副町長の答弁にもございましたが、遊水池については愛媛県管理ですので、アシの除去、ヘドロの除去についてはまた再度愛媛県の方に要望していきたいと考えております。

それと、カーブミラーのところの町道への草がもたれかかっどるというようなお話だったんですが、それは付近の住民の方からお話がありましたので、昨日まちづくり課の職員が道路にかかっどる部分については除草したところでございます。

それと、舗装につきましては、現地を確認させていただいて、危ない状況でしたら補修の方対応させていただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

次、④福祉事業について。老人介護、福祉事業の向上を。

①敬老の日の弁当などの配付はなぜ廃止になったのか。

②老人介護負担金額が1割、年金生活者負担も1割、負担は大きいのではないのか。その理由は。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

小池保険課長。

○保険課長（小池良治） 福祉事業について、老人介護、福祉事業の向上についてお答えします。

敬老の日の弁当の配付については、平成8年度まで実施しておりました。平成8年度は、病原性大腸菌O-157をはじめ、食中毒の事件数、患者数、死者数が急増し、世間にぎわせた年でした。そのため、町では平成9年度から弁当の配付を中止し、祝い酒とお茶、つまみを配付する方法で平成16年度まで実施しておりましたが、平成17年度の第5次行政改革により廃止しました。なお、その財源については、敬老イベントや介護予防事業等に振りかえたところです。

次に、介護保険の自己負担については、介護保険サービスを利用したときは原則として介護給付対象サービス費用の9割を保険で給付し、残り1割を利用者が負担します。介護

保険の自己負担の割合については介護保険法施行令に規定されているものであり、松前町独自でこの割合を変更することはできません。なお、自己負担については、その方と同一世帯の方全員の合計所得金額に応じて3段階の上限が設けられており、その上限を超えた部分については後日高額介護サービス費として対象者に支給されます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 1つお尋ねするんですが、松山市は廃止しておりますか。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

お弁当のやつ。

○2番（西村元一議員） 敬老の日の。

○議長（加藤博徳） お弁当ですか。

暫時休憩。

午前11時59分 休憩

午前11時59分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 具体的に松山市がどうしているのかという部分については把握はしていませんけども、松前町が廃止した当時は、全国的な問題になってましたので、多くの市町の方が廃止したというふうには聞いております。今もし松山市がしとんであれば、松山市主催ではなくって各地域の敬老事業の方でやってるところがあるかもしれません。そこまでは把握はできておりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今後もう一回こういう制度を復帰はできんもんですか。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） 廃止した原因が食中毒のおそれが強いということで、当時も敬老会に不参加の方は自宅まで配付をしております、結局配付した弁当の管理も十分できないという意味で廃止をしましたので、この最近夏場もかなり暑い時期が続いておりますので、食中毒の防止の観点からいきますとこの事業の再開はないというふうに考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今の弁当つくるところは、そんな食中毒のことは一番気になると、つくるところなんで、今現在は多分そういうことは起きんと思うんですが、もう一回制度を復帰してもらいたいなというお声があると、それに関連するんですが、それが復帰もしできるものやったら復帰して、1割負担の方にお金をためておいて、1割負担の方に

足して1割を0.8%の負担とか0.6%の負担に負担額を下げたらいったらどうだろうかと思うて今言よんですが。

○議長（加藤博徳） 大政保健福祉部長。

○保健福祉部長（大政哲志） お弁当を製造していただく業者さんの方の食中毒の問題ではなくって、配付した後の高齢者の方の管理の問題で食中毒が発生したらいかんということで廃止をしたということですので、決してお弁当をつくる業者の方の問題というふうには認識はまずはしておりません。

それと、1割負担については、これは国の方の法律によって1割負担というものが決まっておりますので、そこに対しての町の独自で負担割合を下げるということとはできないというのがまず1点と。あとは、一定額以上の負担があった場合は、制度として、1割を負担してもなお一定額を超えた場合には高額介護サービス費というもので支給をするという制度もありますし、もう一つ、介護保険の利用者負担、それと医療の利用者負担、こちらを合わせた合算で年額で一定額以上を超えた場合にも還付をしておりますので、そこに残った財源を充てるというふうなことは考えてはおりません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 意味が分からんのやけど、私が言うんは復帰ができるかできんかで、弁当が欲しいやないんです。要するに、復帰してそのお金をためて、弁当代をためて、金一封、3,000円か5,000円出よつたやつも一緒にためて、人数割でためとって1割負担を少なくしたらどうですかということ今問うたんですが。そういうことはできませんかということ言よんです。弁当は食中毒うんぬんやないんです。もう今、敬老の年寄りには弁当なんか好まんです。ほれで、お金もろうたところで喜ばんです。家族がとったりするだけやと思うんですが。要するに、それをためておいて1割負担をちいとでも足しにしたらどうだろうかということをお問いただしよんですが。

○議長（加藤博徳） 西村議員の言われている介護保険負担金額とお弁当の金額というのは全然違う問題なので、今ちょっと勘違いされている部分もあろうかと思っておりますので、後で部長の方から詳細に説明をしていただいたらというふうには思いますが。

部長、何かありますか。

○保健福祉部長（大政哲志） 以前実施していた敬老会のお弁当事業であったり、そういったものを廃止したかわりに、その財源を今度は敬老イベントの方の財源に回したり、あとは介護にならないようにということで介護予防事業の方にその財源を充てることによって間接的に住民の方に還元しているというふうには考えております。

それと、以前は各校区で長寿祭の敬老会事業を行ってございましたけれども、その廃止に伴って各地区で、今各地域の方で敬老事業というのを行っていただいておりますので、そちらの方でまた対応できる部分もあろうかとは思っております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりましたが、また検討の方を、町長さん、お願いします。

5項目めは……。

○議長（加藤博徳） 西村議員、恐れ入ります、ちょうどお昼になりましたので、昼食のため13時25分まで休憩をいたします。

午後0時5分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（加藤博徳） それでは、再開いたします。

2番西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 5項目めの施設の充実については、先ほど曾我部議員が述べられた等とほぼ同じなので省きます。

6項目、道路整備事業についてお尋ねします。

本村、新立地区の道路整備事業を。

1、新立、本村、黒田、マルナカの裏などの道が狭く、火災、災害時に緊急車両の通行が困難です。人間の避難も大変ですが、その対策は。

2、東レ前の駐車場入り口付近の道路は朝夕混雑して危険であると歩行者の方からよく聞くが、道路拡張と安全対策の考えは。

3、エミフルMASAKIの敷地内にラウンドアバウトから南につくった道は町道か。

4、万一にもエミフルMASAKIが撤去した場合、ラウンドアバウトから南につくった道はどうなるのか。

5、このラウンドアバウトから南は農道のはず、なぜ町道にしたのか、167号線。フジが農家から借用している土地ではないのか。

6、もし撤去があった場合、想い通りからエミフルMASAKIまでの町道、今建設中、必要はありますか。

7、何のために松前町は一企業に莫大な予算を組むのか。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 道路整備についてお答えします。

本村、新立地区は、古くから漁家を中心に市街地が形成された地区で、戦前に建築された木造住宅が密集しています。そのため、地区内の道路は幅員4メートル未満の町道や里道が大半であり、緊急車両の通行困難、火災時における延焼の危険など、防災面、住環境面において問題を抱えています。このことから、本町では住環境改善事業により地区内の

老朽放置建物の除却を積極的に行い、除却後の土地を公共空地にすることで防災面、住環境面の向上を図りつつ、将来的には道路整備と区画整理の導入について検討していきたいと考えております。

次に、東レの駐車場入り口付近の道路は県道である主要地方道伊予松山港線であることから、道路管理者の愛媛県に確認をしたところ、道路は2車線の改良済みであり、朝夕の交通量がピークになる時間帯に一時的な渋滞が発生するものの、その他の時間帯は円滑に通行がされているため、今のところ道路拡幅する予定はないとの回答がありました。なお、東レ株式会社に対し、歩道を横断して駐車場に入る社員等の車両について、歩行者の安全対策を講じるよう要請します。

次に、エミフルMASAKIフィッタ前交差点のラウンドアバウトから南の道路は、町道西167号線です。この町道は、エミフルMASAKIが開業する前の平成9年に松前公園へのアクセスのため路線を認定し、エミフルMASAKI開業時に増大する交通量に対応するため道路を拡幅したものです。拡幅部分は民地ですが、本町と株式会社フジとの間で土地転貸借契約を結び、道路としての使用権を取得しています。

エミフルMASAKI周辺地区は大型ショッピングモールによる新市街地の形成を目的に近隣商業地域として市街化区域に編入したことから、仮にエミフルMASAKIが撤退した場合においても、その目的に沿った土地利用は継続する必要があると、現在供用管理している道路についても引き続き現状のまま残す方向で民地所有者と協議を行いたいと考えています。また、建設中の町道西古泉筒井線についても、町の幹線道路である町道筒井徳丸線から災害時の避難先である松前公園体育館までの避難路及び緊急輸送路を主な目的に整備しているものであり、エミフルMASAKIの撤退の有無に関係なく必要な道路です。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今言われた、延滞金が発生したと聞きましたが、エミフルに幾ら払っとんですが、道路をつくったために。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 転貸借ということでしょうか。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ラウンドアバウトから南につくった道路のことです。

○議長（加藤博徳） 借入金ということですか。

○2番（西村元一議員） そうです。

○議長（加藤博徳） 延滞金。

○2番（西村元一議員） いや、今延滞金を払っとるというて……。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください。  
暫時休憩します。

午後1時30分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（加藤博徳） 再開します。

西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それはお金は要らんのですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 無償で借りとります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それなら、エミフルがもし撤退した場合は、その道路はどうなるんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 松前町としては必要な道路と考えておりますので、民地所有者と協議したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） いや、撤退したときには、エミフルは農家の方に土地を戻さないかんです。そのためには、その道路も撤去せないかんのじゃないですか。エミフルから借っとんでしょ。農家から借っとんじゃないでしょ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 答弁書の方でもお答えしたとおり、管理している道路についても引き続き現状のまま残す方向で民地所有者と協議したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それは、もうできとんですか、契約は、農家の方と。残す方法というんはまだ何にもできていない状態でしょ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 20年間はフジと地権者の方が契約しておりますので、それはまた継続があるかどうかについては分かりませんが、もしフジが撤退した場合についても、町としては必要な道路と考えておりますので、そのときに民地の所有者の方と御協議して道路をどうするかということ、借りている土地についてどうするかということで御協議したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 20年と言いよるけど、あと残り10年なんです。そこのところを把握しておりますか。もう半分終わっとんです、契約は、農家の方の。あと10年なんで

す、この間10周年したんだから、そうでしょ。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 多分20年の定期借地権で農家の方から株式会社フジがお借りしとると聞いております。先ほども、何回も同じことを言うんですが、引き続き現状のまま残したいと町は考えておりますので、フジの撤退があった場合については民地の所有者の方と御協議させていただいたらと思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 農家の方が道路には貸しませんと言うたらどうするんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 松前町にとっては必要な道路と考えておりますので、現状のまま残すということで御協議したいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 避難道路の続きと聞きますが、あそこのカーブのそこには公園があります、松前公園が。そこには入り口がないんです、あってないんです、ポールを立てたままです。あれはどうすんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 松前公園の北側の入り口のことを言われとんかと思うんですが、通常ときはポールを立てて車両の通行は制限しとりますが、緊急避難があった場合とか、車両が進入の場合についてはポールを撤去して車両の通行については可能なようになります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 急に災害が起きて、ポールを外す人がおりますか。皆逃げるんが先じゃないんですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 時間帯にもよりますが、通常松前公園体育館については委託業者がおりますので、そこにも職員がおりますし、松前町の職員もおりますので、避難所開設については職員が対応、そのあたりはできると考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 何メートルありますか、あの運動場の幅は。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 進入路の入り口の幅員ということだと思うんですが、はっきりは覚えてないんですけど、4メートルぐらいはあったかと思えます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 5メートルで運動場ができますか。

○議長（加藤博徳） 意味が分かります、今の。今は幅員の話ですね。幅の話でしょ。

○2番（西村元一議員） 幅の話。体育館からポールまでの幅を言うたんです。

○議長（加藤博徳） 運動場の広さということですか。

○2番（西村元一議員） 広さというたら。

○議長（加藤博徳） 北から南までの、体育館までの距離ということですか。距離ということですが。

横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） ちょっとはっきりは分からないんですが、70メートルか80メートルはあったかと思えます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 6メートルや8メートルであの運動場ができますんですか。20メートル以上あるでしょ。

（「60メートル」「60メートル」の声あり）

60メートルと言うた。すいません。耳が遠いんで、これ入れとんじゃけど聞こえにくい  
のよ。60メートルですか。

○議長（加藤博徳） 60メートルから70メートルぐらいありますという答弁でしたが。

○2番（西村元一議員） そこまで走るのに、ポールを外しに行く、急遽ですよ。地震でも  
いって外しに行く、避難道路として作用するんですかということを知りよんです、ポール  
があつて。

○議長（加藤博徳） 西村議員が言いたいのは、体育館からいざ行ったときに、ポールを  
立てるとどこまで70メートル走って行ってそのポールを抜くのに大丈夫なんかと、こうい  
う御質問なんでしょうか。

○2番（西村元一議員） できるかできんかやね。皆、体育館の中へ避難する人が多いで  
しょ。それで、職員さん……。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） その職員さんがわざわざポールへ行って、避難に遭うよりか、  
体育館に避難しとる人の方が多いいんじゃないんですか。人助けするような職員さんがおり  
ますか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） ポールの除去については、職員で十分対応できると考え  
ております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 最後に問いしとった7番目の一企業に対しての予算はどういう



ことか、まだ返事がないんですが。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 建設中の西古泉筒井線なんですが、災害時の避難所である松前公園体育館までの避難路及び緊急輸送路を目的に整備している関係で、一企業のためにつくっている道路ではありません。そういうことでつくっていることです。

以上です。

○議長（加藤博徳） ちょっと待ってください。今の答弁がおかしかったもので、6番じゃなくて7番の質問だと思うんで、7番の答弁を。それが7番の答弁ですか。

西村元一議員。失礼しました。

○2番（西村元一議員） ほやけ、7番の何のために松前町は一企業に莫大な資金を組むのかということを知りたいんですが。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） エミフル一企業のための道路ではありませんので、莫大な予算を組んだわけではありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それならお伺いします。

国道の上にてきとるあの町道は誰のためですか。

○議長（加藤博徳） 答弁しますか。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） あのオーバブリッジは、エミフルができたことに伴ってエミフルに右折をして進入することになると国道の大渋滞を招くということで、その国道の円滑な交通を維持するために右折を回避するためのオーバブリッジとしてつくってるものがありますが、残念ながらその意図を理解せずになかなか右折をしていただくので今国道が渋滞になっておると。国道の渋滞防止のためにつくったものであります。エミフルのためではありません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） その渋滞を招いとんは、信号のこの右折をつくったためになつたんじゃないんですか。渋滞を招くためにつくったものなら、あっこを通すのが普通やないんですか。ちょっとの間、右折車の車が通るようにしたために渋滞になるような状態とお見受けするんですが。おかしな話やないんですか。

それと、今言うたものに対して、エミフルがあこの道を自由化しとるでしょ、ポールを立てて、右折がでкинのです。町道として右も左も行ける道が普通の町道やないんですか。あっこは一方通行ですか、ポールを立てて。今国道の上から下がってきたとこの道です。

あれエミフルの道路ですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） エミフルが国道の西側にできた結果、松山方面から来る車がエミフルに入る際には、あのブリッジがなければ右折をしないといけなくなります、全部、全車両が。それを放置しておくとも右折によって国道の渋滞を招く、そのために、国道の渋滞を防止するために、右折をしないでエミフルに入れるようにするためにブリッジをつくっております。分かりますか。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それならば、何であつこ右折ができよんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） あの道はエミフルに入る道でもあります、エミフルを越えた、更に東側の住民の人たちもおいでますから、それを通行どめにはできないという事情の中で右折は許しているんですけども、我々としてはエミフルに入る人については左折をしてオーバブリッジを通過していただくような誘導とお願いをしておるんですけども、なかなかそれを聞いていただけなくて渋滞が発生しているというのが現状であります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） あの右折は後からつくった右折道路です。最初は2車線しかなかったんです。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 2車線しかなかろうが、その道が広がろうが、あの道を通ってエミフルの西側に住居がある方が入っていくための道路でありますので、広がったからとかエミフルができたからといって通行どめにはできないというのが今の考え方です。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それなら、あの国道の上の道路は外したらどうですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） あれを外すと更に全ての車両が右折するので渋滞することになるから、その渋滞を防止するためにつくっておるのです。御理解をください。もうこれ以上は答えません。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 今避難道路としてつくつとる道路を通したらええんじゃないんですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） まさにそのとおりで、今避難道路としてつくっている西古泉筒井線

が開通をすれば国道の渋滞が幾ばくかは解消すると、その期待もしているところであります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ということは、避難道路兼エミフルの道路ということですか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） エミフルの道路ではなくて、結果として国道の渋滞解消にもつながる道路、本来は災害道路、緊急物資輸送道路としてつくっておりますが、結果として派生的に国道の渋滞の解消にも資する道路であるという意味でつくっているものであります。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それならば、避難道路として活躍する道路であれば、どうして思い通りのところから、あっこは一方通行です、思い通りは、真ん中仕切つとるから。要するに、東から西に向いていくところに避難道路ができよんでしょ。ほたら、東から西に行く人の通行には右折ができませんのですね、あっこは。それが避難道路になりますか。

（「どんな道路にするの、交差点は」の声あり）

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 今回、西古泉筒井線と筒井徳丸線が交差する丁字につきましては、西からでも東からでも西古泉筒井線へ進入できるように交差点改良は行う予定でございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） それならば、もっと早く、向こうの方もせないかんのやないんですか、道路の方の拡張も、信号もつけるとか、こっただけ一生懸命づくりようるけど。

ちらっと人の話を聞いたんですが、さっき予算のことを聞いたんですが、全部農地買収できとんですか。道路について、思い通りからエミフルまでの道路について。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 西古泉筒井線の用地買収については、全部完了しております。

（「どうしてこっちから先するんぞいう話」の声あり）

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほったら、さっきの1番に戻りますが、新立、本村、この避難道路という、さっき横山さんが言われたように、後々考えておるということですが、後々というんは何年後ですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 御答弁でもありますように、将来的なということで御理解していただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） ほども、ここに今、思い通りからエミフルまでに避難道路をつくるに当たるんやったら、松前町の旧松前、新立、本村にも急いで避難道路をつくるべきやと思いますが、どうですか。

○議長（加藤博徳） 横山まちづくり課長。

○まちづくり課長（横山眞史） 答弁書にもありますように、将来的には道路整備と区画整理の導入を検討していきたいということで御回答しておるとおりでございます。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 答えにならんでしょう。将来的、将来的というて、いつまでが将来的ですか。ほって、今現状、救急車も入らんような状態です、新立の中は。そんな状態であって、どうして避難場所、避難通路をつくらんのですか。救急車が入る、消防車が入る、大型車の車が入れんのです、火災がいったらどうするんですか。それを将来的、将来的というて、日にちをはっきりせんと延ばすようではいかんでしょうが。

○議長（加藤博徳） 松岡産業建設部長。

○産業建設部長（松岡謙三） 先ほど答弁に道路整備と区画整理の導入について検討するという答弁をしたんですが、両方とも、道路整備をしようにも区画整理をしようにも境界がまだ決まっていない場所になつとります。去年から国土調査で、一部ですけども、境界を決めようとしていますし、今年度についても新立地区についての境界査定を含めた国土調査に入る予定になっております。その結果、境界がちゃんと確定したら道路買収についても検討していくことになっておりますが、まずは道路用地を買収しようにも境界が分かりませんので、そういう計画が立てられづらいというふうな状況ですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 境界調査と言いましたが、境界調査はある程度もう終わりました。新立とか本村の中はもうできんような状態であって、進んでおらんと思います。これからはできんのやないですかと思いますが。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 新立、本村の中は境界も分かりませんし、実際に公図で道路になっているところに家が建っておったり、水路のところには家が建っておったり、地図も混在してますし、具体的な公簿に載っている土地もどこにあるやら分からんと。その土地の場所が分からない、土地の場所の特定もできない、本来道路があるところに家があったり、言ってみれば非常に混乱している状況の地域なんです。

その地域の中に事業をきちっと入れようとする、1回さらにして土地を張りつけていくような土地区画整理事業というような手法をとっていかざるを得ないというふうに私は

考えています。そのためには、1回さらにして面積に応じて改めてこの土地ですよと張りつけながら、更に公共用地、道路です、道路みたいなものも大きくつくっていく。その大きくつくっていく道路のために使いたいがために、今、いわゆる老朽建物を解体した後の土地を町有地にしてもらってます。その町有地をもらっていると、それが道路にできません、別に新しく張りつけながら。そうすると、皆さんが持っている土地の面積を狭めなくても比較的大きな道路もつけられるようになります。そんなような将来的な土地区画整理事業の導入を目指して今布石を打っているという段階なんですけども。

この土地区画整理事業を実施するためには、残念ながら今松前町にはノウハウがありません。やったことがない。よそでそういう事業をやったところの調査に行ったり、勉強をしたりしながら、もう一つはこの区画整理をやるためには地域全体の人の同意が要ります。その同意をとるためには、我々の事業計画もきちんとでき、勉強もし、事業の進め方も研究し、そういうのが整理できて地域におろして行って同意をとって、同意がとれたら初めて事業が始められると。御案内のとおり、松山市の駅の西側で区画整理やってますけれども、あれももうかれこれ20年ぐらいかかっています。あのぐらいかかるような事業なんです。そのための準備を十分した上できちんとできるような形で事業を実施していく必要があるだろうと。こんなことで、将来的にはそこへ持っていかうということではいろいろ準備はしておりますので、その点御理解いただいたらと思います。今すぐはなかなか難しいということなのです。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） よく分かりました。

そのお言葉信じてお待ちしております。

最後の質問なんです、これは議題に載ってないんですが、まだ時間があるんで意見がましいことですが1つ言わせてもらいます。

18日の本会議を聞き、ちょっと疑問に思ったことがあります、私も手を挙げて聞きました。松前町の工事の請け元は町外の業者ばかりで、私はちょっとしたんですが、どうして町外の業者、一般入札にしたりしてるのかと聞くと、メリットが、これで松前町にあるのか。それと……。

○議長（加藤博徳） 西村議員、それは全くの通告外なので……。

○2番（西村元一議員） 答弁せんでええけ、意見として聞いてください。

○議長（加藤博徳） 意見じゃなくて、意見は総務産業建設常任委員会の中の協議会の中で言っていたらいいと思うんで。

○2番（西村元一議員） ああ、ほうか。

○議長（加藤博徳） できますれば、今日はお控えいただいたらと思うんですが。

○2番（西村元一議員） 分かりました。どうも恐れ入ります。

○議長（加藤博徳） いえいえ。

○2番（西村元一議員） それでは、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） 西村議員の発言の中で、不適切な言葉が一部ございました。訂正して議事録に載せさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（2番西村元一議員「はい」の声あり）

よろしくをお願いします。

西村元一議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会します。

午後1時54分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 影 岡 俊 範

松前町議会議員 田 中 周 作



10月8日（第3号）



令和元年松前町議会第3回定例会会議録

令和元年10月8日第3回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1 番 早 瀬 隆 士  | 2 番 西 村 元 一  | 3 番 渡 部 恵 美  |
| 4 番 曾我部 秀 司  | 5 番 影 岡 俊 範  | 6 番 田 中 周 作  |
| 7 番 住 田 英 次  | 8 番 稲 田 輝 宏  | 9 番 加 藤 博 徳  |
| 10 番 藤 岡 緑   | 11 番 村 井 慶太郎 | 12 番 岡 井 馨一郎 |
| 13 番 三 好 勝 利 | 14 番 伊賀上 明 治 |              |

不応招議員は、次のとおりである。

な し

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の14名である。

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 岡 本 靖   |
| 副 町 長         | 升 田 年 紀 |
| 教 育 長         | 本 馬 毅   |
| 総 務 部 長       | 和 田 欣 也 |
| 保健福祉部長        | 大 政 哲 志 |
| 産業建設部長        | 松 岡 謙 三 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仲 島 昌 二 |
| 総 務 課 長       | 大 川 康 久 |
| 財 政 課 長       | 合 田 光 隆 |
| 税 務 課 長       | 米 澤 浩 樹 |
| 福 祉 課 長       | 山 田 運   |
| 町 民 課 長       | 重 松 修 平 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 保 険 課 長          | 小 池 良 治 |
| 健 康 課 長          | 早 瀬 晴 美 |
| ま ち づ く り<br>課 長 | 横 山 眞 史 |
| 産 業 課 長          | 平 村 展 章 |
| 上 下 水 道 課 長      | 仙 波 晴 樹 |
| 会 計 課 長          | 楠 田 匡 志 |
| 学 校 教 育 課 長      | 住 田 民 章 |
| 社 会 教 育 課 長      | 黒 田 泰 弘 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|                  |         |
|------------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長      | 塩 梅 淳   |
| 議 会 事 務 局 記<br>書 | 徳 本 敏 子 |

令和元年松前町議会第3回定例会

議事日程表 No.3

|       |                                                         |          |    |
|-------|---------------------------------------------------------|----------|----|
|       | 令和元年10月8日(火)                                            | 午前10時30分 | 開議 |
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                              |          |    |
| 日程第2  | 議案第38号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例                                |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第3  | 議案第39号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例                  |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第4  | 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例                                 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第5  | 議案第41号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例                           |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第6  | 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第7  | 議案第43号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第8  | 議案第44号 松前中学校解体工事(一期工事)請負契約の締結について                       |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第9  | 議案第45号 汚水(準)筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について                       |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第10 | 議案第46号 松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について                        |          |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第11 | 議案第47号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結について              |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第12 | 議案第49号 松前町道路線の認定について                                    |          |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)                                           | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第13 | 議案第50号 平成30年度松前町歳入歳出決算認定について                            |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                             | 質疑 討論    | 採決 |
| 日程第14 | 議案第51号 平成30年度松前町水道事業会計決算認定について                          |          |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)                                             | 質疑 討論    | 採決 |

- 日程第15 議案第52号 令和元年度松前町一般会計補正予算（第3号）  
 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第16 議案第53号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第17 議案第54号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算（第2号）  
 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第18 議案第55号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）  
 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第19 議案第56号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算（第2号）  
 上程 委員長報告（予算決算） 質疑 討論 採決
- 日程第20 議案第57号 岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について  
 上程 提案理由説明 質疑 委員会付託（総務産業建設）  
 委員長報告（総務産業建設） 質疑 討論 採決
- 日程第21 議員派遣の件  
 閉 議  
 町長挨拶  
 閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

7番住田英次議員、8番稲田輝宏議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第38号 松前町印鑑条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第38号松前町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月18日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第38号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、住民基本台帳法施行令などの一部を改正する政令により、住民基本台帳法施行令の一部が改正されることに伴い、旧氏を用いた印鑑について印鑑登録をすることができるようにするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、11月5日の施行日以降は新様式で印鑑証明書の交付ができるのか、また住民への周知方法はどうするのかとの質疑があり、11月5日以降に交付依頼があった場合は新様式で交付を行い、住民への周知については速やかにホームページに掲載し、広報にも掲載するとの答弁がありました。

また、改正後の印鑑登録証明書は性別の記載が削除されるが、国よりどのような通達があり、住民へどのように周知するのか、また性別を削除することで実務上問題はないのかとの質疑があり、近年の男女共同参画の実現、性同一性障がい、性的マイノリティーに配慮するようとの通達により、印鑑登録証明書にも男女の別を記載しないこととしたものであり、住民へは広報で周知したい。なお、氏名、生年月日、住所、印影で確認ができるため、実務への支障はないとの答弁がありました。

また、マイナンバーカードを取得した人に対してのみ行うのかとの質疑があり、住民票に旧氏を載せてほしいとの申請があった者に対して行うとの答弁がありました。

更に、印鑑登録証明書の記載方法について、現在の氏、旧氏の記載方法はどうか、既に交付されているカードと差しかえとなるのかとの質疑があり、記載方法について

は現在の氏と旧氏を併記して載せることとなり、印鑑登録証明書のカードの変更、差しかえなどの必要はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第38号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第39号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第39号企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第39号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、成年被後見人等の権利の制限にかかわる措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、松前町下水道条例の改正についての説明で、成年被後見人を排除するものではないという説明があったが、これは下請採用の基準ということかとの質疑が

あり、この条例の一部改正は町の工事の下請業者に対するものではなく、個人宅等に公共下水道を接続するための工事業者の指定についてのものである。今までは、成年被後見人等であれば、一律に松前町の責任技術者の登録を行わない扱いとしていたことをやめるものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第39号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第40号 松前町税条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第40号松前町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第40号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、地方税法等の一部を改正する法律により、地方税法の一部が改正され、新設される軽自動車税の環境性能割の賦課徴収を県が行うことになることに伴い、条例で定める軽自動車税の非課税の範囲を県の自動車税の非課税の範囲と同一にするため、所要の改正を行うものであります。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第40号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第41号 松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第41号松前町立幼稚園設置条例等の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月18日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第41号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により、子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、保育料の無償化を実施するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、保育料無償化に伴う給食費について、副食費を実費徴収することで保護者の手続きが煩雑になると思われるが、手続きの整理はできているのかとの質疑があり、給食費は4,500円で統一しており、町内各保育所及び保護者へ周知しているため、混乱することはないと考えているとの答弁がありました。

また、年収360万円未満相当世帯の子どもなど、副食費の徴収免除対象者についても保

護者へ周知できているかとの質疑があり、これについても周知しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第6 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第42号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月18日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第42号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、償還金の支払い猶予、償還免除の対象の拡大などについて定めるとともに、合議制の審査機関を設けるため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、災害があった場合、災害弔慰金の裁量は自治体にあるのかとの質疑があり、国が金額の上限を決めており、国の基準に基づきその範囲内で裁量が認められている、実務的には近隣の市、町に合わせて決定を行うようになることが想定されるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第43号 松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第43号松前町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月18日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第43号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する府令の施行に伴い、連携施設の確保に関し、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、地域型保育事業の中にファミリー・サポート事業の保育は含まれるかとの質疑に対し、含まれていないとの答弁がありました。

また、地域型保育事業はどのような事業か、この事業によってどれだけの人数の子どもの保育ができるか、事業に係る教員資格及び広さなど設備の条件はあるのかとの質疑に対し、地域型保育事業は家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型

保育事業の4つの保育事業から成っており、1つ目の家庭的保育事業について、居宅を用いて保育を行う保育事業で、認可定員1人から5人程度、資格は家庭的保育者で、保育士の資格は求められていない。2つ目の小規模保育事業について、認可定員6人から19人程度の保育事業で、資格はA型、B型、C型に分かれており、A型の場合保育士の資格が必要となる。3つ目の事業所内保育事業について、事業所の従業員の子どものための保育事業で、資格は小規模保育事業所と同じ基準となっている。4つ目の居宅訪問型保育事業について、保育を必要とする子どもの居宅を訪問して行う保育事業で、必要な研修を修了し、保育士または保育士と同等以上の知識を有する者が保育を行うとの答弁がありました。

なお、今回の条例改正と不認可になった小規模保育事業所とのかかわりはないとの説明もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第44号 松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結について  
（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第44号松前中学校解体工事（一期工事）請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第44号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、アスベスト除去と解体工事との分離発注はできなかったのかとの質疑があり、工期、経費の面と工事における施工の範囲、責任の所在が明確になることから、一連の作業としてアスベスト除去の施工実績の条件をつけ、一般競争の公告を行いましたとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第45号 汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約の締結について
（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第45号汚水（準）筒井金平地区管渠工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第45号について、審査の内容とその結果を御報

告いたします。

審査の過程において、今回の工事は推進工事で行うようだが、今後の下水道工事は開削工事で行う計画かとの質疑に対し、今後の工事については開削工事を予定しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第46号 松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結について  
（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第46号松前公園体育館省エネ改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長田中周作議員。

○文教厚生常任委員長（田中周作議員） 去る9月18日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第46号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査の過程において、松前公園体育館省エネ改修工事に係る松前町の負担額について質疑があり、改修工事に係る経費の全額6,735万3,000円のうち、足場などの補助対象外経費587万4,000円を除く6,147万9,000円が補助対象経費となり、補助対象経費の2分の1と補助対象外経費の合計3,661万4,000円が松前町の負担額になるとの答弁がありました。

また、補助金は確約されたものなのかとの質疑があり、交付決定を受けているため確約されているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第47号 予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第47号予讃線北伊予駅構内東西自由通路新設工事に係る変更施行協定の締結についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務産業建設常任委員会に付託されました議案第47号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この協定は、松前町が北伊予駅構内で工事をする必要があることから、JR四国に工事等を委託するため協定を行ったもので、受託者であるJR四国が工事を発注した際に入札減少金が生じたため、協定額を減額する必要があることから、変更施行協定の締結を行うものです。

審査の過程において、協定額が約6,000万円の減となるが、単なる入札減少金なのか、

内容は一切分からないのかとの質疑があり、JRからは入札減少金で減額になったとしか聞いていない。精算時にはJRが発注した契約書等を提出してもらい、精査したいと考えている。全体事業が完了した時点で事業の精算額、町費について報告をさせていただきたいとの答弁がありました。

また、今回は減額だが、最終的に物価が上がったから協定額が上がるという可能性もあるのかとの質疑があり、この案件は入札に付されている、物価が上がったからといって増額されることにはならないとの答弁がありました。

また、ほかにも付帯工事があるとのことだが、協定額が変動することはないのかとの質疑があり、付帯工事は松前町が舗装工事を直接発注する事業になるため、JRの工事との関係はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第47号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第12 議案第49号 松前町道路線の認定について（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第49号松前町道路線の認定についてを議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る9月18日の本会議において、当総務

産業建設常任委員会に付託されました議案第49号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

町道認定する路線は、町道西191号線及び町道西192号線の2路線で、町道西191号線は、起点を松前町大字筒井字宗意畑、終点を同宗意畑とし、旧宗意原保育所の南側にある松前小学校の児童が多く利用する通学路を町道に認定し、道路整備を行うものです。町道西192号線は、起点を松前町大字筒井中須賀、終点を同中須賀とし、筒井地区雨水対策事業に伴い、町道に認定し、工事を施工するものです。

審査において、特に質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第49号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員長の報告どおり可決されました。

（「議長、暫時休憩」の声あり）

11時20分まで暫時休憩します。

午前11時6分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（加藤博徳） 本会議を再開いたします。

~~~~~

日程第13 議案第50号 平成30年度松前町歳入歳出決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

日程第14 議案第51号 平成30年度松前町水道事業会計決算認定について（上程、委員長報告（予算決算）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第13、議案第50号平成30年度松前町歳入歳出決算認定について

及び日程第14、議案第51号平成30年度松前町水道事業会計決算認定についてを一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長（影岡俊範議員） 去る9月18日の本会議において、当予算決算常任委員会に付託されました議案第50号及び議案第51号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第50号松前町歳入歳出決算認定について御報告いたします。

防災士養成について質疑があり、平成30年度末で女性43名、男性121名の合計164名の防災士がいるが、人数はまだ不足しており、人数の目標は定めていない。また、育成のほかに年1回、防災士としての資質の向上を目的としたフォローアップ研修を行っている。今後も継続して行いたいとの答弁がありました。

委託料の不用額の原因について質疑があり、人間ドックを受診した職員を除いた健康診断を行うことによる職員健康診断委託料の減が主なものである。また、庁舎管理委託料の減額理由は、入札の減少によるものであるとの答弁がありました。

消防団員の手当の不用額について質疑があり、出動手当の執行残で、出勤回数の減である。手当は時間に関係なく、出勤1回当たり2,200円であるとの答弁がありました。

人件費等の前年対比一覧表で、職員数が3名減になっているが、補充はどうかとの質疑があり、一般会計が負担する人件費であり、定年前の早期退職者がいたための減である。当該年度の補充は難しく、臨時職員を増やす等の対応を行っている。特に、保育士等が退職した場合、臨時的採用で募集を行うが、集まらない状況があるとの答弁がありました。

職員の時間外勤務時間の偏りについて質疑があり、毎水曜日にノー残業デーの徹底、ワーク・ライフ・バランスの推進を継続して行っている。また、時間外勤務が一定の時間を超えた場合、面接を行うなど時間外勤務の縮減に取り組んでいるとの答弁がありました。

情報管理費の松前町ホームページリニューアルの成果について質疑があり、見やすくなった、検索しやすくなったとの声が届いている。リニューアルはこれが完成形ではなく、今後も見直しを行う予定で、最新の情報を掲載するよう各課にも伝えているとの答弁がありました。

地方債現在高の平成30年度末現在高は110億7,224万4,000円だが、交付税で補填されるものを除く松前町としての負債額は幾らかとの質疑があり、約55億円であるとの答弁がありました。

町税等の徴収率向上の取組について質疑があり、税金に未納のある人に催告書を送付している。催告しても完納にならない場合は、預貯金、生命保険等の財産調査を滞納金額に

かかわらず全件について徹底して行っている。納税は義務であるため、財産を発見した場合は差し押さえを行うなど、継続的な徴収事務に取り組んでいるとの答弁がありました。

国土調査について、浜、新立、本村地区の調査の期間と費用対効果について質疑があり、地図困難地域であるため、調査には十数年を要すると思われる。費用対効果で考えると見合ったものかどうかの議論はあるが、国土調査の目的の一つとして、災害対応、津波等で建物が流されたとしても、復元が速やかに行われるメリットがあるとの答弁がありました。

農業次世代人材投資資金の対象者について質疑があり、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた45歳未満の認定新規就農者に対し、経営開始後5年を上限として農業経営を安定させるために資金を交付している。対象者は4名で、平成28年度中に新規就農者となっている。今後も、新規就農者の支援は積極的に制度を活用していきたい。

農業政策について、可能な限り一般財源の負担は抑制し、国や県の様々な農業政策を有効活用し、農業者の声を聞きながら積極的に進めたいと考えていると答弁がありました。

恋泉畑オープニングセレモニーの予算流用について質疑があり、恋泉畑の整備費用は予算計上していたが、急遽オープニングセレモニーを実施することになり、セレモニー委託料を予算計上していなかったため、流用で対応したものであるとの答弁がありました。

町営住宅等の収納状況について質疑があり、平成30年度の徴収率は96.0%で、平成29年度の97.2%に比べると若干落ちたものの、5年平均は96.3%である。未収入額が平成29年度に比べて多くなった原因は、入居者の経済的な理由などにより遅れが生じたと思われるが、督促状の発送などを行い徴収事務に取り組んでいるとの答弁がありました。

木造住宅耐震化促進事業の工事補助について、交付目的、補助金額及び支払年月日が同じで、同一人に2回補助金が交付決定されているのはなぜかとの質疑があり、所有の住宅が2棟あり、棟ごとに交付をしているためであるとの答弁がありました。

技術参与について、町職員への技術指導などを含め成果はどうかとの質疑があり、愛媛県の技術職員として長年携わっており、特に都市計画のスペシャリストである。これからの松前町にとって重要な土地利用、景観についてのアドバイスや県とのスムーズな協議ができるように同行してもらっている。また、松前町にとっては有益な人材であり、技術指導により職員の知識も向上しているとの答弁がありました。

公共下水道事業特別会計において、一時借入金の借入先について質疑があり、国から借りる制度はない、工事完成時に工事業者に支払うための現金が不足する場合には、市中銀行から借入れし、代金を業者へ支払う。後から、国の補助金や地方債が町に入金され次第、銀行へ返済する。これが一時借入金ですとの答弁がありました。

下水道使用料の徴収方法について質疑があり、下水道使用料は水道使用料と合わせて徴収、滞納対策を行っているとの答弁がありました。

学校生活支援員について質疑があり、教育支援委員会で支援が必要と認定された子どもに対して支援を行うこととなっている。対象児童は、年々増加傾向にある。支援員を配置することで障がいを持つ子どもが安心して授業を受けることができている。財源は、町の一般財源であるとの答弁がありました。

学校教育課の国庫支出金について質疑があり、平成30年度補正した岡田中学校教室扉改修工事の予算を平成31年度に繰り越したため、収入未済額が発生したものです。工事は既に終了しており、収入未済額617万9,000円については平成31年度に平成30年度の繰越分としての歳入となっているとの答弁がありました。

学校現場における業務改善加速事業について質疑があり、事務システム支援員は、給食費徴収等の業務に対するものではなく、電算プログラムなどを改善改良してもらう専門的職務である。今年度からは、先生の作業や資料づくり等の補助をするスクール・サポート・スタッフを配置し、先生方の負担を少なくするようにしているとの答弁がありました。

委員からは、先生方が教育業務に集中できるよう、今後も業務改善を進めていただきたいとの意見がありました。

松前町教育施設劣化状況等調査業務について質疑があり、文部科学省の指示により行った調査で、調査結果に基づいて個別施設計画を立て、それに基づいて教育施設の劣化管理を行っていくため調査したものです。事業費に補助金はなく、一般財源で業務を実施している。また、学校別での委託料の内訳については、小学校約692万円、中学校約911万円、幼稚園約121万円、給食センター約99万円の合計1,823万円で、個別計画の作成時期については、まだ決まっていないとの答弁がありました。

委員からは、調査して終わりではなく、早目に計画書を作成して迅速な対応をしていただきたいとの意見がありました。

学校薬剤師委託料及び校医委託料の支出が0になっていることについて質疑があり、予算を非常勤職員報酬に組み替えたため、今後は不要となるとの答弁がありました。

学校教育課の備品購入費の執行率が59%と低い理由について質疑があり、給食センターのスチームコンベクションオープンという機械購入に係る入札減少分であるとの答弁がありました。

町内小・中学校の光熱費について質疑があり、各学校で光熱費の金額に差があるのは、太陽光の設置、学校の規模及び夜間照明の利用頻度などの違いが影響しているとの答弁がありました。

人権・同和教育推進の事業成果について質疑があり、昨年度から各イベントでアンケートを実施し集約しているが、事業内訳の中には記載していないため、今後記載できるかどうか検討し、来年度以降の事業に生かしていきたいとの答弁がありました。

また、ふれあい学園について質疑があり、町実施分は文化財めぐり講座とくらしの知恵講座の2講座で、文化財めぐり講座については平成30年度で廃止となったが、ふるさと歴史ロマン講座で包括的に実施しているとの答弁がありました。

委員から、熱心に講座へ参加している方がおられるので、講座を廃止する場合は周知をお願いしますとの意見がありました。

福祉課の国庫支出金の収入未済額について質疑があり、前年度3月補正したプレミアム付商品券事務費が消耗品17万円の執行のみだったため、印刷製本費及び委託料を翌年度に繰り越した予算減額分であるとの答弁がありました。

福祉課の委託料の流用について質疑があり、私立幼稚園教育給付金にかかわる負担金の支払いが、当初想定していた利用実績を上回ったためであるとの答弁がありました。

子育てワンストップサービスの申請件数がゼロ件であることについて質疑があり、マイナンバーカードを使ったサービスになるため、マイナンバー登録の協力をお願いしているが、なかなか進んでいないのが現状である。サービスにはシステムを接続しておく必要があり、当面は事業を進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

委員からは、マイナンバーの普及率を上げるよう努めてくださいとの意見がありました。

保育利用者負担滞納額について質疑があり、滞納額は児童手当から引き落としで徴収している。児童手当が出なくなった人は、個別に納付書等で対応している。今後、徴収見込みがないものについて不納欠損も検討するようとの意見を監査委員からいただいているとの答弁がありました。

ひとり親家庭医療給付費について質疑があり、ひとり親家庭には、父、母、両方が対象になるとの答弁がありました。

子ども・子育て支援教育・保育給付費について質疑があり、県が認定した認定こども園等に松前町が負担金を出しているが、金額は国が定めた公定価格に基づき算定される。施設規模、職員構成、事業内容等により細かく単価設定されており、金額が同じぐらいであるから施設の規模が同じということではなく、公定価格の単価は定員規模が小さいほど高く設定されている。園の認可は、施設の規模によって町の認可、県の認可に分かれるが、県の認可であっても松前町の子どもの数やニーズ等を確認した上で事業所と話を進めていくことになるとの答弁がありました。

福祉課の超過勤務時間について、福祉課の取組について質疑があり、事務が年々増えており、窓口や電話対応等があるため、どうしても超過勤務になるが、なるべく時間内に終了できるよう指導しており、昨年より少し時間数は減っているとの答弁がありました。

委員からは、昨年から時間数が減ったといってもまだまだ時間数が多いため、数値目標を立て、労働時間を削減できるよう検討してくださいとの意見がありました。

カーブミラー設置工事について質疑があり、町内に1,200本以上のカーブミラーがあるが、設置には道路形状や利用形態に応じた設置基準があり、通学路であるか否か、交通量等を加味し、区長等からの要望を取りまとめ、道路管理者、警察の方、交通指導員と確認した上で、緊急性の高い箇所から予算の範囲で設置している。交通指導員は、伊予交通安全協会の3名と松前町の指導員26名で構成されているとの答弁がありました。

生ごみ減量・リサイクルモデル実証事業が事業打ち切りになることについて質疑があり、事業は好評だったが、収集費用等に多額の経費がかかるため打ち切りとなった。今後は実証事業をもとに、新たな生ごみ減量の手法を検討していきたいとの答弁がありました。

コンビニ交付の利用実績について質疑があり、平成31年2月15日のコンビニ交付開始から8月末までで、住民票、印鑑登録証明書、戸籍附票等で計196件を交付、利用時間帯別に見ると6時半から8時半が8.7%、8時半から17時までが53%、17時から23時までが37.9%となっている。今後は、運営管理事務経費に年間70万円ほどかかるが、当初のシステム改修等に必要な経費に対しては、特別交付税が交付されることとなっているとの答弁がありました。

松前町シルバー人材センターの契約について質疑があり、松前町シルバー人材センターは、法人格は持っていないが、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、シルバー人材センターに準ずる者として松前町が認定し、随意契約を行っているとの答弁がありました。

保険課介護保険係の超過勤務が多い理由について質疑があり、地区の介護認定審査会が週4回夜間に開催され、その事務局として参加しているためであるとの答弁がありました。

後期高齢者医療保険料の滞納状況について質疑があり、平成28年度、平成29年度賦課分は滞納繰り越し後、個別訪問や催告等により滞納額は0となっている。平成30年度賦課分は、出納整理期間終了時に滞納金額15万1,160円あるため、平成28年度、平成29年度同様、個別訪問や催告等を行っていくとの答弁がありました。

松前町老人憩の家解体工事について質疑があり、当初589万6,800円で契約していたが、解体途中に義農水源地跡地から構造物が出てきたため、その構造物を取り除く追加工事のため675万3,000円に変更契約している。なお、西公民館に移転している松前町老人憩の家で組んでいたお茶代等の予算は、所管がえをした社会教育課に全て移行しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決を行った結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第51号松前町水道事業会計決算認定について御報告いたします。

水道使用料未収金と不納欠損について質疑があり、5年で不納欠損を整理しているが、不納欠損の主な理由は、払う意思の欠如が考えられる。未収金を発生させないよう、悪質な者に対して給水停止を進めている。平成30年度は500件近く催告を行い、その後連絡がない方への給水停止予告が25件、最終的に10件の給水停止を行ったとの答弁がありました。

現在、水道管の計画的な整備を行っているが、経費削減のため、まちづくり課が行う道路改良事業、舗装に合わせて工事を実施し、有収率の低下については状況を見ながら、費用対効果も含めて90%を切るようなことがあれば漏水調査を実施し、有収率の向上に努め、経営企業を安定するためにも、あらゆる面で努力をしていきたいと答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致をもって認定と決しましたので、御報告をいたします。

以上で議案第50号及び議案第51号の審査とその結果について御報告を終了いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第50号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第50号を委員長の報告どおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

議案第51号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

議案第51号を委員長の報告どおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員長の報告どおり認定することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第52号 令和元年度松前町一般会計補正予算(第3号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第53号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第54号 令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第55号 令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第56号 令和元年度松前町水道事業会計補正予算(第2号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第52号令和元年度松前町一般会計補正予算第3号、日程第16、議案第53号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号、日程第17、議案第54号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号、日程第18、議案第55号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号及び日程第19、議案第56号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第2号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長影岡俊範議員。

○予算決算常任委員長(影岡俊範議員) 去る9月18日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第52号から議案第56号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第52号令和元年度松前町一般会計補正予算第3号は、歳入歳出予算それぞれ2億5,403万3,000円を増額し、総額を112億1,984万7,000円とするものです。

審査の過程におきまして、総務部所管等については、喫煙所設置のための松前公園浄化槽機械室改修工事について、設置場所はどのようにして決めたのかとの質疑があり、庁舎、松前町総合福祉センター、松前総合文化センター及び松前公園の4施設利用者の共同

喫煙所として設置することとして、各施設管理者及び理事者が協議して各施設の間地点あたりで設置することにしたとの答弁がありました。

もう1か所ぐらい設置する考えはないのかとの質疑に対して、健康増進法の改正に伴い、原則、敷地内禁煙であるが、特定屋外喫煙施設を設ければ喫煙が可能となるため、施設を設置することにした。喫煙場所として提供すると同時に受動喫煙を防ぐことを目的としているので、御理解いただきたいとの答弁がありました。

次に、喫煙所に設置する分煙機のリース期間について、リース期間は3月末までの6か月で、来年度以降は長期継続契約を予定しているとの説明に対し、今年度から数年という契約はできないのかとの質疑があり、年度途中での予算計上となるため、3月末までの契約期間とした。長期継続契約は、来年度から行いたいと考えているとの答弁がありました。

リース予算はどれぐらいになるのかとの質疑に対して、年間20万4,600円で、フィルターも4週間に1度交換する費用も含まれている。分煙機を購入し、フィルターを別途で購入し、職員が交換する場合と、リースにした場合とを比較した結果、リースにすることとしたとの答弁がありました。

次に、庁舎防犯カメラ修繕料について質疑があり、平成19年に設置したもので10年以上経過している。修繕をしながら使用していたが、1階と4階のカメラは修繕ができなくなったため、機器の交換工事を行うもので、一般的な耐用年数よりも遅目の交換となっていると答弁がありました。

今後の交換等については、計画的に行うのかとの質疑に対して、保守点検の結果により更新していくとの答弁がありました。

次に、自動車取得税交付金が444万4,000円減額となることと、環境性能割交付金が増額となっていることとの関連性について質疑があり、自動車取得税交付金が廃止されるかわりに、軽自動車の環境性能割税、地方特例交付金、普通自動車分の環境性能割交付金の新設され、予算の組み替えを行った。総額では同額となるとの答弁がありました。

次に、水道事業出資金について、具体的に何に対する出資かとの質疑があり、上下水道課からは、用地に係る費用と聞いているとの答弁がありました。

次に、公債費の利率について、借入れの利率はどれぐらいかとの質疑があり、国から借りるものは大体0.05%ぐらいまでの利率であるとの答弁がありました。

産業建設部所管について、強い農業・担い手づくり総合支援事業、薬用作物生産流通体制支援事業、認定農業者経営発展支援事業及びひめの凍生産拡大支援事業では、各事業費の一部を補助するということだが、事業費と補助率はどうなっているかとの質疑があり、各事業ごとに事業費及び補助率、補助限度額についての答弁がありました。

また、申請数が多い場合は審査をし、その中から選ぶのか、全てが対象になるのかとの



質疑があり、今回の補助金は町のホームページ、融資を受ける金融機関から補助金制度の内容を知り、それに基づいた申請であったものである。各補助制度の要件を満たしていれば申請内容を審査し、県に進達する流れになっているとの答弁がありました。

次に、強い農業・担い手づくり総合支援事業、薬用作物生産流通体制支援事業及び認定農業者経営発展支援事業は、継続事業として毎年補助金を交付しているが、補助金の成果はどのように確認しているのかとの質疑があり、補助金の交付申請に当たっては、それぞれの事業実施計画を策定する段階で目標等を設定している。成果の確認は実績報告により確認するほか、関係機関の協力を得ながら計画期間中の進行管理を行い、目標達成が困難な場合には改善措置を講じるなどして目標達成を図るようにしているとの答弁がありました。

また、今まで改善措置はあったのかとの質疑には、そのような事例の報告はないとの答弁がありました。

次に、予讃線北伊予駅構内東西自由通路の電灯、エレベーター等の光熱費の積算根拠について質疑があり、設置業者などからの聞き取りを行い、算出しているとの答弁でありました。

次に、ブロック塀安全対策について、5件とあるが、ほかにも工事を行う必要がある場所の把握はしているのかとの質疑があり、この工事は所有者個人が町に申請し、実施する工事のため、町では把握はしていない。予算が承認された後、制度を周知し、事業を実施していく。国、県の補助金の枠により件数は決まっているが、どこを実施するかは決まっていない。対象は、避難路及び通学路に面した場所に限定されている。申請が出た段階で確認し、該当者に補助金の交付決定をしたいと考えているとの答弁がありました。

次に、住環境改善事業について、老朽放置建物の除却に2件分の予算を追加計上しているが、これで終わるのかとの質疑があり、現在調査しており、地権者の同意がとれた箇所から実施しているとの答弁がありました。

委員からは、老朽化した住宅などが多い地域は、前向きに行ってほしいとの意見がありました。

次に、町道の維持等は各地区の区長から要望が出てきたものを優先に実施するのかとの質疑があり、区長から要望があったものに対して、優先順位をつけて実施しているとの答弁がありました。

教育委員会所管については、小学校営繕費について、令和2年度に北伊予小学校の普通教室が不足するための教室改修工事とのことだが、何クラス増えるのかとの質疑があり、来年度新1年生の入学見込みが75名で3クラスとなるため、普通学級1クラスを増やすとの答弁がありました。

次に、古城幼稚園職員室のエアコン取替え工事の費用が、昨年度の松前幼稚園のエアコ

ン取替え工事に比べて安いのはなぜかと質疑があり、松前幼稚園は2部屋で4台、今回の工事は1台の取替えであるためであるとの答弁がありました。

次に、給食センターの修繕費の内容について質疑があり、消防機器、配送車、配管の修繕などで、修理しないと危険なものや運営上やむを得ない修繕を行った。このために、当初予定していたコンテナ洗浄機、自動食器洗浄機、食缶下洗い機などの修繕ができなくなったため、これらの修繕費用を計上したものであるとの答弁がありました。

松前町国体記念ホッケー公園案内標識の設置について、平成30年度当初予算で4か所計上していたが、更に2か所を追加するののかとの質疑があり、平成30年度で計上した4か所のうち2か所は県工事の進捗により未執行とし、予算を不用減額としていた。今回の2か所を施工し、平成30年度に設置予定としていた4か所となるとの答弁がありました。

平成30年度380万円減額し、今回260万円ということは、120万円が削減できたのかとの質疑に対して、愛媛県との協議において、案内標識のポールは県が施工し、看板を松前町が取りつけるため安くなるとの答弁がありました。

保健福祉部所管について、広域保育（公立）、認定子ども園等保育、私立幼稚園給付事業について、国の法改正により10月から無償化となるこれらの事業を継続事業としているのはなぜかとの質疑があり、子ども・子育て支援法により、従前からこれらの事業は実施しているため継続事業としている。10月の法改正により、新たに必要となった子育てのための施設等利用給付事業などは新規事業としているとの答弁がありました。

次に、広域保育（公立）と実費徴収に係る補足給付の違いについて質疑があり、広域保育は、町外の施設に通っている子どもに対する副食費相当の利用者負担を負担するもので、実費徴収に係る補足給付は、従来の施設型給付の対象外で新制度に移行していない幼稚園に通う子どもの副食費であるとの答弁がありました。

次に、無償化に伴う町が負担することになった費用については、臨時交付金8,347万9,000円で、今年度は補填されるが来年度からは町の負担となるのかとの質疑があり、国、県、町で負担割合は違うが、それぞれ負担することになる。来年度以降は、消費税増税分の交付金で補填されるとの答弁がありました。

次に、印鑑登録システム改修委託料に国費、県費はつかないのかとの質疑があり、印鑑証明事務は町独自の事務のためつかないとの答弁がありました。

印鑑登録システム改修は、他の自治体も進んでいるのかとの質問があり、アンケートをとった結果、横並びで11月5日より旧氏の記載が始まる。それに合わせてシステム改修を行うと聞いているとの答弁がありました。

また、他の自治体でも同じシステム改修を行うのであれば、国、県に要望できるのではないかとの質疑があり、全国の自治体から国へ問い合わせたが、国費は出ないとの回答だったと聞いているとの答弁がありました。

以上の審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第53号令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う精算を行い、県及び一般会計に返納するものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決いたしましたので、御報告いたします。

次に、議案第54号令和元年度松前町介護保険特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、前年度の決算に伴う精算を行い、国、県、支払基金及び一般会計に返納するとともに、運営基金に積み立てるものです。

審査において、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告します。

次に、議案第55号令和元年度松前町公共下水道事業特別会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算は、平成30年度に借入れた地方債における令和元年度分の償還金額が確定したことにより補正を行うものです。

審査においては、特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第56号令和元年度松前町水道事業会計補正予算第2号について、審査の内容とその結果を報告いたします。

今回の補正予算は、第6次拡張事業の（仮称）松前町浄水場整備事業にかかわる費用について補正するものです。

審査の過程において、浄水場の造成工事で使用する発生土とはどのようなものかとの質疑があり、現在、国土交通省が行っている重信川の河道掘削事業で出た主に川砂である。浄水場整備事業の造成用の土として、この発生土を無償で提供してもらえとの答弁がありました。

また、浄水場に発生土の使用は問題ないのかとの質疑に対して、国土交通省が土質調査を行い、4段階の土質区分の中で一番良質土の区分に該当する発生土であり、問題はないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第52号から議案第56号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。  
議案第52号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第52号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第53号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第53号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第54号の委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第54号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第55号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第55号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第56号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第56号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第57号 岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約

の締結について（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設）、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第20、議案第57号岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第57号について提案理由を申し上げます。

岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求めるものです。

内容につきましては、合田財政課長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 合田財政課長。

○財政課長（合田光隆） それでは、議案第57号岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について補足説明を行います。

参考資料にて説明いたしますので、参考資料の1ページをお開きください。

施工場所は、伊予郡松前町大字西高柳156番地3のほか。入札日は令和元年9月13日で、入札方法は一般競争入札で実施しました。工期は、議会の承認を得られた日を本契約日、その翌日を着工日とし、完成日は令和2年3月31日の予定としております。

入札参加業者は、株式会社成武建設松前営業所、松前土建株式会社の2社です。入札の結果、予定価格と低入札調査基準価格の間で最低金額にて応札した松前土建株式会社を落札者とし、1億9,360万円で仮契約を行っております。

新築する放課後児童クラブは、鉄骨造による2階建て建物で、延べ床面積658.10平方メートルの規模になります。

工事概要として、2ページから5ページにかけ、新築する建物の配置図、平面図及び立面図などを添付しておりますので、御参照ください。

最後に、6ページを御覧ください。

入札の執行表になります。ここに記載されている金額は、消費税抜きの金額となっております。予定価格1億8,160万円に対し、落札金額は1億7,600万円ですので、落札率は96.9%となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第57号を所管の総務産業建設常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会に付託しました。

なお、本議案の審査は、この後の休憩中に総務産業建設常任委員会を開催し、審査をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

午後0時13分 休憩

午後1時28分 再開

○議長(加藤博徳) おそろいですので、本会議を再開いたします。

議案第57号岡田小学校放課後児童クラブ新築建築主体工事請負契約の締結について、総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長(村井慶太郎議員) 総務産業建設常任委員会に付託されました議案第57号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

審査においては、特に質疑もなく、採決の結果、全員一致で原案どおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長(加藤博徳) 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第57号を委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

## 日程第21 議員派遣の件

○議長（加藤博徳） 日程第21、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、お手元に配付しましたとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をします。

なお、研修内容等の変更が生じた場合は、議長において判断をいたしたくと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたします。

お諮りします。

各常任委員会が、松前町委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので会議を閉じます。

閉会に当たり、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和元年第3回松前町議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

議員各位には、終始熱心に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。おかげをもちまして、提案させていただきました全ての議案につきまして議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に当たりまして十分配慮してまいります。



さて、町民の皆様の御支持をいただき、松前町の町政を担当させていただくことになってからはや4年が経過し、任期も残りわずかとなりました。任期満了に伴う選挙期日が近づく中、これまでに町内の区長会、経済団体、農業団体、女性団体、スポーツ団体、政党支部など、合計15団体から出馬要請をいただいております、大変ありがたく、光栄に思っています。

この4年間で振り返りますと、町政懇談会やまちづくり女性会議において、町民の皆様の声に耳を傾けながら、今議会の冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、町民の皆様にお約束をした、安全・安心なまちづくり、安心して子どもを生み、育てられるまちづくり、にぎわいと活力のあるまちづくり、みんなで支え合うまちづくり、快適で文化的でおしゃれなまちづくり、この5つのまちづくりに全身全霊で取り組んでまいりました。一定の成果を上げることができたのではないかと思う一方で、更にこの5つのまちづくりを深化させる必要性を感じています。

近年、全国各地で台風や集中豪雨、大規模な地震等が発生し、昨年には本県でも平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生したほか、一昨年の台風18号では、本町でも重信川の水位が戦後最高水位を記録し、初めて避難勧告を発令する事態となりました。また、近い将来に南海トラフ地震の発生が予測されている中、今後災害に強い町の整備を進めるとともに、人的被害を軽減するための防災対策など、安全・安心なまちづくりが更に求められています。

また、働くお母さんの増加に伴い、今年度、年度当初に初めて保育の待機児童が発生したほか、子どもの教育・保育の無償化に伴い、更に保育ニーズの拡大が予想される中、今後保育の受け皿確保など、子育て支援の更なる充実が求められています。

更に、松前町に住みたいと思っても住宅地が確保できなかった、事業を拡張したいと思っても事業用地が確保できないという声が多く聞かれるようになる中、今後の松前町の活性化のためには、土地利用の在り方の検討が求められています。

このほか、高齢化が確実に進行する中、増大する医療費、介護費などの社会保障関係経費を抑制するためにも、町民の皆様お一人お一人が健康寿命を延ばし、生涯にわたって生き生きと暮らせるよう、健全な生活習慣の確立に向けた地域ぐるみの健康づくりの促進が求められています。

また、地域共生社会づくり、高度情報化社会の到来に伴うICTやAI等を活用したまちづくり、地球規模での環境問題の深刻化に伴う持続可能な循環型社会づくりなどにも対応していく必要性を感じています。

こうした状況に鑑み、また出馬要請をいただいた多くの町民の皆様の御期待に応えるため、町民の皆様にお納得をいただける町政を基本に、町民の皆様お一人お一人が日々生きている幸せを実感しながら、働き、学び、憩い、楽しみ、笑顔で暮らすことができる、生き

る喜びあふれるまちまさき、松前町に住んでいることを誇りに思えるような、誇れるライフタウン・まさきの実現を目指して、もとより微力ではありますが、第2期目の町政に挑戦させていただくことを決心いたしましたので、御報告申し上げます。

終わりに、議員各位には、町政の推進に御協力を賜りますようお願い申し上げまして閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和元年松前町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後1時38分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 住 田 英 次

松前町議会議員 稲 田 輝 宏